

S H O W A H O U J I N K A I

一般社団法人

昭和法人会 会報

'19 | 09 198号



写真/おわら風の盆 富山県越中八尾
撮影/昭和法人会津賀田支部 若山義一

【主な記事】

- 第7回通常総会 (P1~3)
- 昭和税務署人事異動 (P6~7)
- 署長インタビュー (P8~9)

一般社団法人 昭和法人会 事務局
昭和区広見町1-13-4 大栄ビル1階
TEL (052) 882-9677 FAX (052) 882-7798
令和元年9月16日発行



おわら風の盆 (富山県越中八尾)
撮影/昭和法人会津賀田支部 若山義一

CONTENTS

| | |
|-------|---|
| 1~3 | 第7回通常総会 |
| 4~5 | 総会記念講演会 「新しい時代がスタート…日本の政治経済の本当の姿と今後の展望!」 ～現場で見た、今起こっていること、これから起こること～ 経済ジャーナリスト 須田 慎一郎氏 |
| 6~7 | 昭和税務署人事異動 |
| 8~9 | 署長インタビュー |
| 10~13 | 合同講演会「AIが創りだす今後の30年間の世界」 富士通株式会社 常務理事、首席エバンジェリスト、兼エバンジェリスト推進室長 中山 五輪男氏/市内9法人会合同講演会 次回開催予告 |
| 14~17 | 税務署だより |
| 18 | 県税広報 |
| 19 | 市税広報 |
| 20~21 | 福利厚生制度のご案内 |
| 22 | 第73回東海法人会連合会大会/愛知県法人会連合会 第7回通常総会 |
| 23 | 初任者(源泉所得税・社会保険)税務研修会/税制改正説明会/ 新設法人説明会・消費税軽減税率制度等説明会 |
| 24 | 支部合同狂言鑑賞会 |
| 25 | 愛知ブロック連絡協議会講演会/インターネットセミナーのご案内 |
| 26~27 | 調査部会コーナー |
| 28~29 | 青年部会コーナー |
| 30~31 | 女性部会コーナー |
| 32 | 当面の行事予定 |

第7回 通常総会

令和元年5月30日(木) ●メルパルク名古屋



第7回通常総会を、5月30日(木) 14時よりメルパルク名古屋において開催し、すべての議案を原案通り可決しました。

第1号議案 2018年度決算報告承認の件

2018年度決算内容について説明した後、その可否を諮ったところ、質疑もなく全会一致をもって原案通り承認可決しました。

事業活動等総支出額 54,343千円

第2号議案 役員選任案承認の件

任期満了に伴う役員を選任について、議案書に記載した候補者名簿のとおり、選任したい旨を諮ったところ、全会一致をもって原案通り承認可決され、被選任者は就任を承諾しました。

選任後の理事総数 66名 監事2名

報告事項 理事会において承認された次の4項目について報告

- ① 2018年度事業報告
- ② 2018年度公益目的支出計画実施報告
- ③ 2019年度事業計画
- ④ 2019年度収支予算

議案審議・報告事項に続いて、今回の総会をもって役員を退任された方々のうち、佐藤憲治氏（津賀田支部）及び鈴木圓三氏（津賀田支部）の両名に長年の功績に対し、昭和税務署長並びに昭和法人会長からそれぞれ感謝状が贈られました。

また、この1年、会員増強に顕著な事績を挙げられました3社に表彰状を、保険会社1社に感謝状の贈呈を行いました。

引き続き、ご来賓の坪井昭税務署長、工藤名古屋南部県税事務所長、加藤名古屋市金山市税事務所長、松永名古屋税理士会昭和支部長兼昭和税務連絡協議会副会長の皆様方からご祝辞を頂戴して、盛会のうちに総会を終了しました。



昭和法人会長 柴垣 信二

2018年度 表彰状・感謝状贈呈者 (敬称略)

●永年表彰

◆昭和税務署長感謝状

| | | |
|-------|----------|-------|
| 津賀田支部 | (株)名古屋大鯉 | 佐藤 憲治 |
| 津賀田支部 | (株)丸福 | 鈴木 圓三 |

◆昭和法人会長感謝状

| | | |
|-------|----------|-------|
| 津賀田支部 | (株)名古屋大鯉 | 佐藤 憲治 |
| 津賀田支部 | (株)丸福 | 鈴木 圓三 |



永年表彰 (株)名古屋大鯉 佐藤 憲治氏

●会員増強事績顕著者

| 支部名 | 法人名 | 代表者等 |
|------|-----------|-------|
| 汐路支部 | (株)中部日栄 | 鈴木 宏 |
| 北山支部 | 中部電工(株) | 山城 敬介 |
| 東郷支部 | 相羽ばね工業(株) | 相羽 克俊 |

AIG損害保険(株)名古屋プロチャネル営業部



永年表彰 (株)丸福 鈴木 圓三氏

《ご来賓の方々》

| | | |
|-----------------|---------|-------|
| ・昭和税務署 | 署長 | 坪井 伸介 |
| ・昭和税務署 | 副署長 | 高木 邦秀 |
| ・昭和税務署 法人課税第一部門 | 統括国税調査官 | 廣瀬 勝之 |
| ・愛知県名古屋南部県税事務所 | 所長 | 工藤 敦 |
| ・愛知県名古屋南部県税事務所 | 課税第一課長 | 梶田 祐司 |
| ・名古屋市 金山市税事務所 | 所長 | 加藤 国昭 |
| ・名古屋市 金山市税事務所 | 市民税課長 | 木村 真治 |
| ・名古屋税理士会昭和支部 | 支部長 | 松永 研嗣 |
| 兼昭和税務連絡協議会 副会長 | | |
| ・昭和青色申告会 | 会長 | 前川 君憲 |
| ・昭和納税貯蓄組合連合会 | 会長 | 河合 昭典 |
| ・昭和間税会 | 会長 | 安藤 恵信 |



会員増強事績顕著者



昭和税務署長



愛知県名古屋南部県税事務所長



名古屋市金山市税事務所長



昭和税務連絡協議会副会長

第7回通常総会及び臨時理事会にて選任された令和元年度本会役員 (順不同 敬称略)

| 役職名 | 氏名 | 法人名 | 担当 | 役職名 | 氏名 | 法人名 | 担当 |
|------|--------|----------------|------|------|--------|-----------------|------|
| 会長 | 柴垣 信二 | 日本特殊陶業(株) | 瑞穂ヶ丘 | 理事 | 横井 昭 | 横井定(株) | 津賀田 |
| 副会長 | 藤戸 宏 | 日本ガイシ(株) | 瑞穂ヶ丘 | 〃 | 奥村 宜之 | 炉材商事(株) | 津賀田 |
| 〃 | 伊藤 敏宏 | ブラザー工業(株) | 田 光 | 〃 | 渡辺 清貴 | (株)東珍食品 | 萩 山 |
| 〃 | 相羽 由光 | (株)東郷製作所 | 東 郷 | 〃 | 佐藤 正徳 | オバナヤセメントテックス(株) | 萩 山 |
| 〃 | 安田 智彦 | フジングループ本社(株) | 萩 山 | 〃 | 花井 靖 | (株)ハナイタイト | 円 上 |
| 〃 | 飯島 良彦 | (株)飯島産業 | 津賀田 | 〃 | 杉本 琢司 | (株)杉本鐵店 | 円 上 |
| 〃 | 吉田 英晃 | ワイクリード(株) | 萩 山 | 〃 | 乃一 剛英 | (株)乃一 | 円 上 |
| 監事 | 井川 誠 | 竹田印刷(株) | 円 上 | 〃 | 眞保 明也 | (資)眞保工務所 | 北 山 |
| 〃 | 穂刈 泰男 | 穂刈工業(株) | 北 山 | 〃 | 渡邊 滋 | エアコン工業(株) | 北 山 |
| 〃 | | | | 〃 | 荒木 敏男 | パイロットインキ(株) | 桜 山 |
| 常任理事 | 鈴木 宏 | (株)中部日栄 | 汐 路 | 〃 | 大久保 盛史 | (株)大久保工務店 | 桜 山 |
| 〃 | 岩田 達七 | マドラス(株) | 瑞穂ヶ丘 | 〃 | 恒川 裕正 | 建設ゴム(株) | 桜 山 |
| 〃 | 小島 直之 | 日本パッキング(株) | 田 光 | 〃 | 相羽 康人 | (株)アイビー | 桜 山 |
| 〃 | 伊勢村 昌吾 | 千代田合成(株) | 津賀田 | 〃 | 永田 洋一 | 名古屋牛乳(株) | 桜 山 |
| 〃 | 石井 元博 | 東海イーシー(株) | 萩 山 | 〃 | 伊藤 勲 | 伊藤化学工業(株) | 川名駒方 |
| 〃 | 山本 大志 | (株)A Tグループ | 円 上 | 〃 | 杉本 憲昭 | (株)杉本組 | 川名駒方 |
| 〃 | 山城 敬介 | 中部電工(株) | 北 山 | 〃 | 大和 幹大 | セントラル交通(株) | 川名駒方 |
| 〃 | 川村 昌利 | (株)大栄商会 | 桜 山 | 〃 | 石井 立巳 | 京楽産業(株) | 御幸山 |
| 〃 | 水野 雅彦 | (株)安田工務店 | 川名駒方 | 〃 | 今村 源一 | (有)初穂土地 | 植 田 |
| 〃 | 田中 一由 | 昭和土木(株) | 御幸山 | 〃 | 大矢 佳正 | 大矢建設(株) | 天白中 |
| 〃 | 室賀 和彦 | (株)室賀不動産 | 植 田 | 〃 | 村口 龍一 | (有)スゲタ地所 | 天白中 |
| 〃 | 村瀬 秀美 | 天白信用農業協 | 天白中 | 〃 | 森 昭勝 | 山勝(株) | 天白中 |
| 〃 | 中島 利浩 | (株)三明工作所 | 南天白 | 〃 | 稲葉 純子 | (株)富士化成工業所 | 南天白 |
| 〃 | 箕浦 憲二 | (株)箕浦不動産 | 平 針 | 〃 | 西尾 友志 | 名豊特殊鋼(株) | 南天白 |
| 〃 | 相羽 克俊 | 相羽ばね工業(株) | 東 郷 | 〃 | 寺澤 秀治 | あいち尾東農業協東郷基幹支店 | 東 郷 |
| 〃 | 杉谷 卓志 | 荒川工業(株) | 日 進 | 〃 | 近藤 克弘 | 東和工業(株) | 東 郷 |
| 〃 | 仲 祐治 | 日東工業(株) | 長久手 | 〃 | 笠原 照基 | 曙螺子工業(株) | 東 郷 |
| 〃 | 米本 卓弘 | (資)山金ポンプ製作所 | 田 光 | 〃 | 中條 元男 | マスプロ電工(株) | 日 進 |
| 〃 | 森 敦子 | 富士ボックス販売(株) | 桜 山 | 〃 | 山本 悦司 | (株)山本工務店 | 日 進 |
| 理事 | 水谷 守一 | (有)高松製作所 | 汐 路 | 〃 | 市川 豊 | あいち尾東農業協 | 日 進 |
| 〃 | 水谷 隆夫 | 水金工事(株) | 汐 路 | 〃 | 近藤 隆典 | コンドーセイコー(株) | 長久手 |
| 〃 | 六車 壽夫 | (株)興和工業所 | 瑞穂ヶ丘 | 〃 | 近藤 鋭雄 | あいち尾東農業協長久手事業本部 | 長久手 |
| 〃 | 泉 憲一 | (株)泉製作所 | 瑞穂ヶ丘 | 〃 | 川本 幸政 | (有)川本緑化 | 長久手 |
| 〃 | 浅井 啓介 | アサイコーポレーション(株) | 瑞穂ヶ丘 | 専務理事 | 加藤 保彦 | (一社)昭和法人会 | |
| 〃 | 原野 勝至 | 田中工具(株) | 津賀田 | | | | |

新しい時代がスタート…

日本の政治経済の本当の姿と今後の展望!

～現場で見た、今起きていること、これから起こること～

講師／経済ジャーナリスト

須田 慎一郎氏

●日時／令和元年5月30日(木)
午後3時30分～5時

●会場／メルパルク名古屋 瑞雲の間

景気予測は経済データと政治の動きでみる

皆様のいま一番の興味はこれからの経済動向だと思います。

マスコミ・専門家などの経済予測が当たらないのは、GDP統計や鉱工業生産指数など経済データの動きだけを見て分析・予測するからで、それだけでは不十分、足りないのは政治の動きです。

いま注目すべきことは、衆議院を解散する動きが出てきて、7月の参議院選挙は衆参ダブル選挙になるかもしれません。

5月の統一地方選挙で、特に民主党の流れを汲む野党各党はボロ負けしました。立憲民主党の枝野さんは、このまま参院選に突入するとボロ負けするのではないかとあせって、野党共闘に動き、32ある一人区は野党共闘が成立、複数区比例区については自分たちの政党で戦うことにしました。

衆議院選挙は政権選択の選挙になりますから統一候補は立てられません。これで野党は壊滅です。そこを安倍さんはみてとったと思います。

6月19日、安倍さんと枝野さんが党首討論をします。枝野さんは安倍政権を激しく批判する。すると安倍さんは「国民に信を問おう」と売り言葉に買い言葉となれば、ダブル選挙です。やるなら7月下旬、それが選挙スケジュールで、その確率は、私は8：2だと思っています。

消費税増税の延期は、選挙に勝つためと、10月以降の景気が極めて悪くなりそうだというときにしか使



わないです。安倍氏は、野党は惨敗と思っていますから、政治的な思惑が働く形での先送りはなくなりました。しかし政界は一寸先は闇、解散が視野に入ってきたいま、私としては増税延期の可能性は五分五分と思っています。

アベノミクス後の大きな方向転換

今から6年半ほど前、安倍政権がスタートし経済対策としてアベノミクスに着手しました。いま安倍総理はアベノミクスに取り組んでいるとお考えでしょうか？ その認識は間違いです。アベノミクスは失敗に終わっていて、安倍氏はそれに気づいて、2016年6月に大きな方向転換をし、現在新しい政策に積極的に取り組んでいる最中なのです。

そもそもアベノミクスが最終的に目指したのは「一家の大黒柱の所得収入（賃金・ボーナス）を一定水準



講演 一般社団法人 昭和法人会 通常総会記念講演会

新しい時代がスタート...

日本の政治経済の本当の姿と今後の展望!

～現場で見た、今起こっていること、これから起こること～

以上に引き上げること」でしたが、大企業の正社員の給料は上がりましたが、中小・零細企業で働いている人はほとんどアベノミクスを実感できませんでした。

昭和40年代、池田勇人総理は「国民所得倍増計画」を打ち出しました。いざなぎ景気のときに53カ月連続で経済は成長し、その成長率は年度平均で11.3%にも達しました。成長率11.3%、日本の戦後の高度経済成長の真っ只中、所得は3倍近くに増え、家族全員が豊かになりました。

2016年6月にスタートした新しい景気対策は「一億総活躍社会」実現プランと命名されました。皆様は「それなら知ってるよ!」と思われたと思いますが、皆様のイメージとは似て非なるものです。皆様は「働き手が不足しているから、もっと女性やシルバー層に活躍してもらおう」と労働政策的にイメージされたと思いますが、これは「景気を良くしていこう」という景気対策・経済対策なのです。アベノミクスの失敗を踏まえ、「一家の大黒柱の収入」だけに頼ることなく「一家の収入を増やす方法」を考えました。

安倍政権スタートのときの専業主婦世帯は約700万世帯、共働き世帯は1,400万世帯でした。専業主婦は、富裕層の主婦か、待機児童がいるか、寝たきりの親を診ていて働く意欲はあるけれど働けない主婦などです。そうなるとう即効性があるのは共働き世帯にもっと働いてもらうことです。税制改正で配偶者控除の上限を引き上げました。その当時、自民党と財務省は配偶者控除を撤廃しようとしたましたが公明党が大反対、折衷案として上限を引き上げたのですが、2020年中頃には撤廃しようとしています。

財政事情が厳しいときなのに、2018年度予算で新しい分野に1兆円の予算をつけました。待機児童問題の解消と、幼児教育の無償化です。その財源は消費税増税分が当てられます。

厚生労働省は女性の就業率の目標を設定しました。2020年半ばには北欧並みに引き上げるという目標です。スウェーデンの女性の就業率は82%です。日本は2016年度は64%ですので、ハードルが高い目標です。

65歳から75歳までのシルバー層にも働いてもらいます。現在の就業率は40%ほどですが厚生労働省の目標は2020年半ばに約65%です。民間の定年65歳まで延長は定着しつつありますから、70歳まで就業できる環境にしようとする政府方針が示され加速しつつあります。

市場変化のニーズに的確に対応

しかしそれでも労働人口は足りません。カバーするには外国人労働者です。昨年暮れの臨時国会で、実質的な移民解禁に繋がると反発があったにも関わらず、安倍政権は強引に出入国管理法改正案を通し、単純労働者の受け入れを可能にしました。この法案も、70歳まで就業を促すことも、配偶者控除を撤廃するのも、消費税増税も、すべて2016年の景気対策「一億総活躍社会」プランとリンクしています。

外国人労働者は個人消費にも貢献します。

先日、私の事務所の近くのフードチェーン店がイスラム教徒対象のハラール認証を受けた店になっていました。広島のお好み焼きソースの佐々木社長もハラール対応のお好み焼きソースを開発中です。

市場マーケットの変化に対応力をつけて、的確にニーズに応えていけば景気回復を実感できると思います。

※この記事は令和元年5月30日(木)の講演を要約したものです。

文責／一般社団法人 昭和法人会



昭和税務署人事異動

新編成(幹部職員) 敬称略
令和元年7月10日付

着任のご挨拶

昭和税務署長
近藤 龍彦



一般社団法人昭和法人会の皆様におかれましては、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

皆様には、日頃から税務行政に深い御理解と多大な御支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度の人事異動により、国税庁名古屋派遣監督評価官室長から昭和税務署長を拝命いたしました近藤龍彦でございます。前任の坪井同様、よろしく願い申し上げます。

貴会は、「税のオピニオンリーダー」として、税知識の普及や納税意識の高揚を図るための啓発活動に熱心に取り組んでこられ、税務研修会を開催して会員の皆様の自己啓発を支援されるほか、演奏会及び講演会などの社会貢献活動ならびに、次代を担う子供たちを対象とした租税教室の開催や「税に関する絵はがきコンクール」の実施などに精力的に取り組んでいただいていると伺い、私ども税務行政に携わる者といしましては、大変心強く感じております。

これもひとえに、会長をはじめ役員の皆様方の御尽力と会員の皆様方の御努力の賜物であると心から敬意と感謝の意を表する次第であります。

私どもといしましては、皆様方の活動に対し従来以上に連携・協調を図っていく必要があると考えており、研修会への講師派遣や、貴会が開催する各種イベント・租税教育活動への参画など、今まで以上に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

ところで、最近の税務行政を取り巻く環境は、経済活動の国際化・ICT化の著しい進展とともに、制度改正が行われるなど、大きく変化しております。

このような状況の中、私どもといしましては、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という国税庁に課せられた使命を果たすべく、納税者サービスの充実と適正な申告を行った納税者の皆様が不公平感を抱かないよう、適正・公平な課税・徴収に努めているところです。

また、御承知のとおり、本年10月1日から社会保障の充実・安定化を図るため、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

国税当局といしましては、納税者の皆様に制度を理解していただくとともに導入に向けた準備を進めていただき、自ら適正な申告・納税が行えるよう法人会の皆様にご説明会の開催等で御協力いただきながら、着実な周知・広報に取り組んでまいります。引き続き、円滑な実施に向けて取り組んでまいりますので、さらなる御協力をよろしくお願い申し上げます。

重ねてe-Taxやマイナンバーの普及・定着に多大な御尽力をいただいております。厚く御礼申し上げますとともに、今後とも変わらぬ御支援・御協力を賜りますようお願いいたします。

結びに当たりまして、昭和法人会のますますの御発展と会員皆様方の一層の御健勝と事業の御繁栄を心から祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。



筆頭副署長
金川 義英



副署長
高木 邦秀

| 役職名 | 氏名 | 前役職 |
|--------------------|--------|------------------|
| 署長 | 近藤 龍彦 | 名派遣 監督評価官室長 |
| 筆頭副署長(個人・資産担当) | 金川 義英 | 留任 |
| 副署長(総務・法人担当) | 高木 邦秀 | 留任 |
| 副署長(管運・徴収担当) | 請井 永司 | 東京局総務部考査課 補佐 |
| 特別国税徴収官(管運) | 倉野 晴英 | 浜松西署 筆頭特官(徴収) |
| 筆頭特別国税徴収官(徴収) | 米倉 利幸 | 静岡署 筆頭特官(徴収) |
| 筆頭特別国税調査官(所得) | 小林 孝生 | 津署 筆頭特官(所得) |
| 筆頭特別国税調査官(資産) | 山本 一朗 | 小牧署 筆頭副署長 |
| 筆頭特別国税調査官(法人) | 河島 朝彦 | 留任 |
| (総務課) | | |
| 総務課長 | 内山 真住 | 査察部 査察総括二課 課長補佐 |
| 総務課長補佐 | 田中 泰典 | 留任 |
| 総務係長 | 市川 裕大 | 下田署 総務 総務係長 |
| 会計係長 | 粟生 綾香 | 留任 |
| (管理運営) | | |
| 管理運営第一部門 統括国税徴収官 | 水野 真由美 | 刈谷署 管理運営一 統括官 |
| 管理運営第二部門 統括国税徴収官 | 長谷川 美和 | 小牧署 資産課税 連調官 |
| 管理運営第三部門 統括国税徴収官 | 伊藤 晃美 | 留任 |
| 管理運営第四部門 統括国税徴収官 | 熊田 秋夫 | 昭和署 管理運営二 統括官 |
| 管理運営部門 連絡調整官 | 山田 美穂 | 留任 |
| 特別国税徴収官(徴収) | 加藤 眞一 | 留任 |
| 徴収部門 統括国税徴収官 | 山口 雄司 | 名派遣 監督評価官室 監評官補 |
| 特別国税調査官(所得) | 城内 章光 | 上野署 署長 |
| 特別国税調査官(所得) | 佐野 新二 | 留任 |
| 特別国税調査官(所得) | 亀井 栄俊 | 静岡署 特別記帳推進官 |
| 特別国税調査官(所得) | 角田 高司 | 留任 |
| 特別国税調査官(所得) | 原田 泰司 | 尾張瀬戸署 個人課税一 統括官 |
| 特別国税調査官(所得) | 田中 尚幸 | 留任 |
| 特別国税調査官(所得)付 連絡調整官 | 天野 美生 | 留任 |
| 個人課税第一部門 統括国税調査官 | 木造 英雄 | 課税一部 個人課税課 国際専門官 |



副署長
請井 永司



法人課税第一統括官
井口 雅之

| 役職名 | 氏名 | 前役職 |
|--------------------|--------|------------------|
| 個人課税第二部門 統括国税調査官 | 石原 由康 | 留任 |
| 個人課税第三部門 統括国税調査官 | 神谷 康仁 | 留任 |
| 個人課税第四部門 統括国税調査官 | 山田幸之介 | 庁 参事官付 |
| 個人課税第五部門 統括国税調査官 | 佐藤 善保 | 留任 |
| 個人課税第六部門 統括国税調査官 | 大矢 宏之 | 豊田署 個人課税四 統括官 |
| 個人課税部門 連絡調整官 | 杉浦 高夫 | 留任 |
| 特別国税調査官(資産) | 永井 克幸 | 刈谷署 筆頭特官(資産) |
| 特別国税調査官(資産) | 小島 潤 | 留任 |
| 資産課税第一部門 統括国税調査官 | 平松 義弘 | 課税一部 資産課税課 実指専門官 |
| 資産課税第二部門 統括国税調査官 | 小川 充記 | 庁課税部 資産課税課 |
| 資産課税第三部門 統括国税調査官 | 水野 知佳 | 名審判所 審査官 |
| 資産課税部門 連絡調整官 | 今西 ゆかり | 津島署 資産 上席 |
| 特別国税調査官(法人) | 長野 美由紀 | 岐阜北署 広報官 |
| 特別国税調査官(法人) | 山本 恭太 | 留任 |
| 特別国税調査官(法人)付 連絡調整官 | 夏目 久司 | 豊橋署 特官(法人)付 連調官 |
| 法人課税第一部門 統括国税調査官 | 井口 雅之 | 半田署 法人課税一 統括官 |
| 法人課税第二部門 統括国税調査官 | 佐藤 孝弘 | 名古屋中署 情技専門官 |
| 法人課税第三部門 統括国税調査官 | 坂田 修 | 留任 |
| 法人課税第四部門 統括国税調査官 | 中野 弘 | 津署 法人課税二 統括官 |
| 法人課税第五部門 統括国税調査官 | 亀口 通貢 | 留任 |
| 法人課税第六部門 統括国税調査官 | 中井 俊一 | 一宮署 法人課税三 統括官 |
| 法人課税第七部門 統括国税調査官 | 小椋 貞枝 | 豊橋署 法人課税七 統括官 |
| 審理 専門 官 | 西口 史芳 | 熱田署 法人課税一 統括官 |
| 法人課税部門 連絡調整官 | 松 永 健二 | 関署 法人課税一 上席 |

退任のご挨拶

前昭和税務署長
坪井 伸介



私はこの度の定期人事異動により、昭和税務署長を最後に税務の職場を離れることになりました。短い期間ではありましたが、その間、温かい御支援、御協力を賜り、円滑な税務行政の推進を図ることができましたことを、心から厚く御礼申し上げます。

振り返りますと、昭和52年4月に名古屋国税局に採用され、半田税務署に赴任して以来、42余年の間に、様々な仕事を経験させていただき、それぞれの勤務地で素晴らしい出会いがありました。その中でも最後の勤務地となりました昭和税務署での勤務は、私にとりまして大変有意義であったとともに、最後の一年間に皆様とお付き合いをさせていただき大変光栄に感じております。

この1年間、昭和法人会の皆様におかれましては、正しい税知識の普及と納税道義の高揚はもとより、地域社会の健全な発展を目指した幅広い活動を積極的に展開され、これらの活動を通じて税務行政の円滑な運営に多大な御貢献をいただきました。

また、講演会や演奏会の開催など社会貢献事業のほか、税を考える週間や確定申告期の街宣活動、租税教育活動にも積極的に取り組んでいただきました。

これらの活動は、私どもにとりまして誠に心強い御支援であり、その取組に対しまして、深く感謝を申し上げる次第でございます。

さて、昨今の税を取り巻く環境は、経済取引の国際化・ICT化の更なる進展により大きく変化しており、更には、本年10月から消費税率の引上げと同時に軽減税率制度が実施されます。

このような中、私ども税に携わる者といしましては、国税組織に課せられた「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という使命の下、この制度が円滑に進むよう周知・広報や丁寧な相談対応に取り組んでまいりますので、引き続き、昭和法人会の皆様にはお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、一般社団法人昭和法人会の益々の御発展と、会員の皆様の御健勝並びに事業の御繁栄を、心から祈念いたしまして、私の退任のあいさつとさせていただきます。1年間、本当にお世話になりました。ありがとうございました。

署長インタビュー

INTERVIEW

●令和元年8月7日(水) 昭和税務署 署長室



署長 近藤龍彦氏

1. 出身地、お住まい、家族の状況、ご趣味は何ですか。

出身地は、稲沢市です。国府宮のはだか祭、植木や銀杏の産地として知られています。今でも田畑が多く残っていますが、小さいころはザリガニを捕って遊んでいました。

現在は、名古屋市と稲沢市の間にある清須市に住んでいます。最寄りの駅からは、キリンビール名古屋工場への見学バスが出ていますので、是非お出かけください。

家族は、妻と長女、長男との4人です。長女の方には孫が2人います。長女、長男とも学生時代から下宿生活で、社会人となった今でも東京と大阪で暮らしていることから、ここ10年は妻と(仲良く??)二人暮らしです。

最近、体力の衰えを感じることも多くなっており、気分転換を兼ねて、東海地方の低山を歩いています。

2. 着任されて1ヶ月になりますが、昭和税務署や管内の印象はいかがですか。

名古屋市内の税務署の中では、管内面積が一番広く、納税者数も一番多いことから、署長としてやりがいを感じています。

職員数も、5年前に署長をしていました熱海署の3倍以上と多いこともあり、まずは職員の顔と名前を覚えるためにも、積極的にコミュニケーションを図っていこうと思っています。

昭和税務署は、15年前に資産課税の統括官として1年だけでしたが、勤務した経験がありましたから、数多くの大学や高校がある文教地区や、多くの方が「住みたい」と思うような憧れの閑静な住宅地があるイメージを持っていました。

この度、管内を回ってみて、持っていたイメージに加えて、名古屋市の東に位置する日進市、長久手市及び東郷町に新たな大型の商業施設が相次いで出店(予定)し、特に若い世代に人気の地域となっていることから、その勢いを肌で感じる事ができました。

〈プロフィール〉

近藤 龍彦(こんどう たつひこ)

昭和58年4月 採用
平成20年7月 清水税務署 副署長
平成22年7月 名古屋西税務署 副署長
平成23年7月 名古屋国税局 課税第一部 資産評価官
平成25年7月 名古屋国税局 課税第一部 機動課長
平成26年7月 熱海税務署長
平成27年7月 名古屋国税局 課税第一部 資産課税課長
平成29年7月 国税庁名古屋派遣 監督評価官室長
令和元年7月 昭和税務署長

3. 署長として心掛けておられることは何でしょうか。また、抱負をお聞かせください。

「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という課せられた使命を果たすためには、納税者の皆様との信頼関係を維持することが前提となることから、まずは、ルールをしっかりと守り、基本に忠実な事務処理をすることが必要です。

また、窓口では、親切で分かりやすい対応に努め、納税者の方々の目線に立った納税者サービスの充実を図っていきたくと考えています。

一方、税務署の仕事で重要なことは、大多数の善良な納税者の方々が不公平感を持たないようにすることであるとと考えています。私どもとしては、適正・公平な課税・徴収の実現に力を注いでいかなければなりません。

そのためにも、職員の能力を最大限に発揮できるように健全で活力ある職場にしていきたいと思っています。

4. 信条や座右の銘など、大切にされている言葉などはありますか。

水のように生きることを理想とする「上善如水」(じょうぜんじょすい)です。

水が万物に恩恵を与えながら、低い所に流れていくがごとく、物事に逆らうことなく、どんな場面にも対応する一方で、一滴ずつの雫でも長い年月をかけて岩をも通すがごとく、ここ一番では信念を持ってやり通すということです。

仕事をする上でも、「柔軟さ」や「謙虚さ」と「秘めたエネルギー」を発揮する場面とを使い分けできればよいと思っています。

5. これまでのお仕事や勤務地において、印象に残ったお仕事や勤務された署などがありますか。

職場に入って37年目となりますが、うち30年は、相続税・贈与税や譲渡所得などを担当する資産課税の仕事に従事してきました。なかでも印象に残っているのは、平成27年に国税局の資産課税課長として、相続税の課税



署長室を訪問した広報委員会の面々

〈署長室訪問者〉

広報委員長 伊藤敏宏
 広報委員 神谷陽志
 広報委員 後藤秀臣
 広報委員 川崎 諾
 女性部会長 森 敦子

ベースの拡大への対応に取り組んだことです。基礎控除額が従前の6割相当に引き下げられ、申告しなければならない方が2倍近くになりました。限られた職員で増加した事務を遂行しなければならなかったため、様々な事務の内容を調整するのに苦労しました。

また、前任の監督評価官室では、国税局や税務署に対する事務監察や「実績の評価」（国税庁が達成すべき目標を設定し、目標に対する実績を評価して公表するものです。国税庁HPに掲載されていますので、ご覧ください。）という仕事をしておりました。国税局の枠を越えて、国税庁や他局の派遣職員と仕事をする機会が多く、新たに気づくことが多々ありました。

勤務地では、最初の赴任地が沼津税務署でして、平成20年に清水税務署、平成26年に熱海税務署でそれぞれ勤務しました。

独身時代の4年間で単身生活の3年間で静岡県で過ごしましたが、温暖な気候で、新鮮な海の幸をいただき、県下の数々の温泉地も巡ることもでき、大変楽しく過ごすことができました。

6. 消費税率の引き上げが間近に迫っていますが、どのような対応をしておられますか。特に事業者に対してお知らせしたい事項はありますか。

社会保障の充実・安定化を図るための消費税率の引き上げと消費税軽減税率制度の導入が来月に迫ってまいりました。

昭和法人会におかれましては、今月に消費税軽減税率制度の研修会の開催を予定しておられ、その開催に当たっては、法人会の会員のみならず、一般の方も参加できるように企画していただくなど、多大なご尽力をいただいておりますが、私どももいたしましても、本事務年度の最も重要な課題として考えています。

事業者等の皆様に制度内容を理解していただくとともに導入に向けた準備を進めていただき、自ら適正な申告・納税が行えるよう、法人会をはじめ関係民間団体の皆様の御協力をいただきながら、説明会の開催など着実な周知・広報に取り組んでいます。

また、消費税に係る改正の内容、軽減税率制度の実施に伴う価格表示に関する相談のほか、転嫁拒否等に関しても相談させていただいています。

さらに、施行後も必要に応じて、制度定着に向けて適切な指導を行うなど、可能な限りきめ細かい対応をしていきたいと考えています。

7. 最近、若い職員の方が多くなっているようにお見受けしますが、指導等に留意されていることはありますか。

確かに昭和税務署は、職員数が多いこともあり、若い職員が大勢います。いつの時代も（当たり前ですが、自分

達の時も）「最近の若い者は・・・」と色々言われます。確かに職人気質の職員は減ってきていますが、幅広い角度から見れば、確実に進化していると信じています。少なくとも私と違ってメカには強く、我々の若いときより豊富な情報量を有しています。

少しでも早く一人前の税務職員として独り立ちできるよう、職場全体のなかでも重要な取り組みとして、育成プランに基づいて指導をしています。

知識の付与・ノウハウの伝授をするとともに、実践的な経験を積むことで現場対応力の向上に力点をおいて、署全体で若手育成に取り組んでいきたいと考えています。

8. 昭和法人会に期待されていることはありますか。

貴会には、日頃から会員の皆様方の活発な会活動による税務行政への御支援・御協力には大変感謝しております。

今後とも、引き続き、円滑な税務行政の推進に御理解と御支援をいただくとともに、来年は社団化40周年を迎えるということで、地域企業の健全な発展や地域社会に対して更なる貢献をしていただくなど、活動の幅と奥行きを広げて行っていただきたいと思っております。

そのために、私どももできる限りのお手伝いをさせていただきますようお願いいたします。

9. 法人会会員にメッセージがありましたらお願いいたします。

貴会では、講演会・演奏会の開催などの社会貢献活動のほか、青年部会を中心に取り組まれている租税教室の講師または、女性部会が中心に取り組まれている「税に関する絵はがき」の応募・審査などの租税教育に力を注いでおられると伺いました。

会社の経営者として御多忙のところ、ボランティアでこのような会活動に積極的に参加していただいていることに税務署長として本当に頭が下がる思いであります。

これからも、貴会が地域社会において、ますます必要不可欠な存在となっていただくために、税務署といたしましても、できる限りの協力をさせていただきますので、1年間どうぞよろしくお願いいたします。



「AIが創りだす今後の30年間の世界」

講師／富士通株式会社 常務理事
首席エバンジェリスト
兼エバンジェリスト推進室長

い わ お
中山 五輪男氏

- 日時／平成31年2月13日(水)
13:30~15:00
- 会場／日本特殊陶業市民会館



キーワードはデジタル トランスフォーメーション

私は大学を卒業後に外資系コンピュータの会社3社を経てから、ソフトバンクに入社、約16年間いろいろなプロジェクトを担当し、2017年夏に富士通に転職しました。現在は富士通の製品・サービス・最新技術などを広めるのが私のミッションです。

米国アップル社が公認する、日本人でiPhoneのエバンジェリスト（伝道師）は私と孫正義氏の2人だけです。ソフトバンクでもエバンジェリストとして活動をしていました。

今年のITビジネスを予想したいと思います。電波新聞の「2019年の注目分野と技術トレンド」によれば、デジタルトランスフォーメーション分野で晴れマークがついているのは「クラウド」「AI／BI（ビッグデータの分析）」「IoT」です。

働き方改革分野では「クラウド」「チャットボット」「RPA」です。すでにRPAの導入が始まっていますが、RPAとは定型的な事務作業を自動化するテクノロジーです。

パソコンはWindows7からWindows10への移行が本格化と言われています。

サービス分野では「クラウド」、セキュリティ分野で

は「サイバー攻撃対策」「IoTセキュリティ」「SOC（セキュリティオペレーションセンター）」に晴れマークがついています。

最近よく使われる「デジタルトランスフォーメーション(DX)」はIT世界の一番重要なキーワードです。これは第3のプラットフォーム（クラウド、モビリティ、ビッグデータ、アナリティクス、ソーシャル技術）を利用して新しい製品やサービス、ビジネスモデルを通じて競争上の優位性を確立することで、多くの企業がDXで自分たちの施策を考えています。

現状を把握し過去を振り返り未来を予想

間もなく平成の時代は終わります。1989年から平成はスタートしました。その年にベルリンの壁が崩壊、平成7年にはサリン事件がありました。平成10年長野オリンピック開幕、この頃には平成のバブルは終わっていました。平成20年、私の人生を180度変えたiPhoneが登場しました。

これから平成を超える激動の時代がやってくると言われています。シンギュラリティの到来です。「シンギュラリティ」、つまり2045年頃にはAIや最新テクノロジーが人間を追い越して行って、世界が大きく変わるというのです。これからどうなっていくのか。現



状を把握し過去を振り返り未来を予想することが大事です。

平成30年秋、世界の企業の時価総額ランキングの1位はアップルでした。その後マイクロソフトが抜き、アマゾンが抜き、翌週マイクロソフトが抜き、現在の1位はマイクロソフトです。2位がアマゾン、3位がアルファベット（グーグル）、4位はアップルです。このトップ4は強いです。共通しているのはイノベーション経営で成り上がってきたことです。イノベーション経営は大事なキーワードです。

ではバブル全盛のときはどうだったのか。世界1位はダントツでNTTでした。2位は日本興業銀行、3位 住友銀行、4位 富士銀行、5位 第一勧業銀行、やっと6位が当時世界No.1のコンピュータメーカーであったIBMでした。それが、今から20年ほど前にインターネットという言葉が使われ始め、インターネットの波が押し寄せてきたのです。しかし当初は日本企業の経営者たちは、インターネットもiPhoneもやらないほうが良い。怖い！の一点張りで、その価値に気づいていませんでした。

バーチャルリアリティーが変える経済のカタチ

これから来るのはバーチャルリアリティー（VR・仮想現実）の波です。今後数年間で5倍以上の市場の成長が見込まれています。アツと言う間にテレビの市場をVRが越えてしまうでしょう。スマホ世代と言われる子どもたちはテレビを観ません。動画をYouTubeで観ます。ラインで友だちとコミュニケーションして、iPhoneのゲームで遊ぶ。そんな彼らがVR世代へと変わるのです。

VRで生活は大きく変わります。ショッピングは、ネットで人工知能とユーザーが会話をして買い物します。旅行も家に居ながら、あたかも海外に旅行をしているような体験ができます。医療面では、バーチャルで手術直前のリハーサルができますので、手術が正確で短時間になります。

会議室で会議はしません。アバター（自分の化身）が仮想空間の会議室に集まり会議が進められます。

VR元年と言われた2016年まではVRでゲームをつくっていたのですが、近年は企業向けのVRコンテンツ制作にシフトしてきて、今年の世界のVRの市場予想では65%がビジネスの目的で利用され、2022年には80%に上昇するだろうと言われています。

企業が期待を寄せるのは「疑似体験」の効果です。介護スタッフのVR空間の中での社員研修や、高層ビルの建築現場では、予想外の危険をVRで体験することで事故が減ることが期待されています。

トヨタ自動車はマイクロソフトのホロレンズを導入することで、例えば工場に大きな機械を設置するとき、搬入・搬出、置く位置の確認など事前に検証しハプニングを防げます。

脳にチップを埋め込む

もっとすごい時代がきています。例えば難治性てんかんの患者さんは、発作を起こすと倒れて危ないのですが、患者さんの脳にチップを埋め込んでおくと、「あと30分以内に発作を起こす可能性が何%です」と教えてくれますので事前に対処できます。自分の身を守るためにチップを頭に埋め込む時代がやってくるそうです。

電気自動車テスラのイーロン・マスク氏、フェイスブックのマーク・ザッカーバーグ氏も「心とコンピュータ」の開発にとっても興味をもっています。マーク氏は、心で思うだけでテキストを入力できるインターフェースを開発しています。例えば、スマホを持っていて、今何時だっけ?と思うとスマホが反応して時間を教えてくれます。お腹が空いたのでコンビニに入り買い物をして「幾らだっけ?」と心でつぶやくだけで、合計金額を教えてくれるのです。

優秀なAIを搭載したロボットは私たちの仕事を手助けしてくれますし、人間を乗せて飛ぶことができるドローンも開発中です。空飛ぶ自動車をトヨタ自動車も開発しています。

「ソサエティー 5.0」

いま日本が提唱しているのは「ソサエティー5.0」、仮想空間とリアルな空間を高度に融合したシステムにより経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会のことです。

キーワードは「ドローン宅配、AI家電、遠隔医療、スマート農業、スマート経営、自動走行」です。

車にはいろいろなセンサーがついていて、周りの状況を把握し対策をとりながら走行します。私も最新のAIを搭載した自動運転の車を購入したのですが、高速道路では回りの状況を判断して自動で走行してくれますから、私はほとんど手足は使いません。ウイカーを出すと前後左右を確認して車線変更してくれま



す。道路の標識も認識してくれます。駐車場ではピタッと正確に停まります。

「AI×働き方改革」ですが、富士通はマイクロソフトと手を組み、働き方改革システム「Zinrai for 365ダッシュボード」を開発しました。一人ひとりの社員の働き方をグラフで「見える化」したツールです。何が原因でプロジェクトが停滞しているのか、どうすればできる社員に変わるのか。ダッシュボードが業務状況を分析し、問題が発生している箇所にはアラームが表示され、アラームをクリックすると詳細を確認することができます。社員の働き方を「見える化」して初めて働き方改革の対策ができるのです。

昨年、富士通で実際に使ってみましたら、社員一人当たり一日43分を創出することができました。その時間はコア業務に回すことができます。

新しいことに取り組む勇氣

日本はキャッシュレス決済手段の種類が豊富ですが、なかなか浸透していません。キャッシュレスが進んでいるのはスウェーデンで、現金の使用率は4年前で1.7%です。

中国ではキャッシュレス化が爆発的に進んでいます。テンセントグループの取引額は133兆円、アリババPayは188.7兆円です。

中国のレストランでは、スマホでメニューを選んで決済、注文はキッチンの画面に表示され料理人にすぐに伝えられ効率がいいです。地元の市場にもQRコードが貼られていて現金なしで決済可能です。

ネット決済は、支払い状況を基に点数で個人を格付けし、それによって受けられるサービスに差がつきます。国はその格付けデータを利用し情報を管理する制度の構築に取り組み始めました。個人情報二次利用、三次利用は中国では当たり前です。

日本でも、みずほ銀行とソフトバンクが手を組んで、Jスコアという会社をつくって企業をランキング、ランキングの高い企業には低い金利で貸し付けしています。これが個人に発展するのは時間の問題です。

キャッシュレスの課題もありますが、日本もこれからはキャッシュレス社会に入っていきますので、皆様はキャッシュレス対応をした店舗づくりをしてください。

勇気をもって新しいことに取り組むことが大事です。新しいことにどんどんチャレンジされることをお勧めします。

※この記事は平成31年2月13日(水)の講演を要約したものです。

文責／一般社団法人 昭和法人会



市内9法人会合同講演会 次回開催予告

次回合同講演会は、当昭和法人会が幹事会となっています。多くの方のご来場をお待ちしております。

●演題：「激動する国際情勢と今後の日本の対応」

～日本の外交・経済・安全上、最大の課題は中国問題である。直面する最新の国際情勢と、日本は外交・経済・安全保障上、いかに対応すべきか～

*演題は変更される場合がありますのでご承知お願いします。

●講師：外交政策研究所代表／立命館大学客員教授 キャノングローバル戦略研究所研究主幹

みやけ くにひこ

宮家 邦彦氏

日時 令和2年2月13日(木) 13:30～15:00

場所 日本特殊陶業市民会館 フォレストホール
中区金山1-5-1 (地下鉄名城線「金山駅」より連絡通路あり)



宮家 邦彦氏 略歴

1953年神奈川県生まれ。1978年東京大学法学部卒業。同年外務省入省。1986年外務大臣秘書官、1991年在米大使館一等書記官、1996年中東第二課長、1998年中東第一課長、1998年日米安全保障条約課長、2000年在中国大使館公使、2004年在イラク大使館公使、2004年中東アフリカ局参事官などを歴任し、2005年退官。A O I 外交政策研究所代表に就任。2006年立命館大学客員教授。2006年第一次安倍内閣では首相公邸連絡調整官を務めた。2009年一般財団法人キャノングローバル戦略研究所研究主幹、現在に至る。戦後70年安倍談話を検討する「20世紀を振り返り21世紀の世界秩序と日本の役割を構想するための有識者懇談会」のメンバーとしても活躍。

著書には、最新の著書として「世界史の大逆転」(佐藤優氏との共著)がある。その他「米中貿易戦争が世界を壊す」「米中覇権争い」「AI時代の新・地政学」「力の真空が世界史を変える」などその他多数あり。テレビ番組「そこまで言って委員会NP」等にもコメンテーターとして出演。

よくわかる

消費税軽減税率制度

—Part5—

飲食料品の取扱い(販売)がない事業者の方 についても、消費税の軽減税率制度実施後は 「区分経理」が必要となります



軽減税率制度は、全ての事業者の方に関係があります。飲食料品の取扱い(販売)がない事業者の方についても、仕入れや経費に軽減税率(8%)対象品目があれば、仕入れを税率ごとに区分する「区分経理」を行う必要があります。

また、消費税の仕入税額控除の適用を受けるためには、原則として「区分経理」をした帳簿の保存が必要となります。

帳簿の区分経理・記載事項について

令和元年10月からは、現行の記載事項に加え、売上げ・仕入れ(経費)を税率ごとに区分して帳簿に記載しなければなりません。

| | 【請求書等保存方式】 (現行制度) | 【区分記載請求書等保存方式】 (令和元年10月～) |
|-------------|---|---|
| 帳簿の 記載事項 | <ul style="list-style-type: none"> 課税仕入れの相手方の氏名又は名称 取引年月日 取引の内容 取引の対価の額 | <p>左記の記載事項に加え</p> <ul style="list-style-type: none"> 軽減税率の対象品目である旨 |

帳簿から消費税確定申告書を作成する際のイメージ(経費の例)



【これまで】

帳簿(経費)

| XX年 月 日 | 内容 | 金額 |
|------------|---------------------|---------|
| XX XX | 水道光熱費 (〇市) | 〇,〇〇〇 |
| XX XX | 会議費 (〇商店、お茶代ほか) | 〇,〇〇〇 |
| XX XX | 接待交際費 (〇屋、仕出弁当代) | 〇,〇〇〇 |
| ⋮ | ⋮ | ⋮ |
| | XX年合計 | 〇〇〇,〇〇〇 |

消費税申告書 付表

| | |
|----------------|---------|
| 課税仕入れに係る支払対価の額 | 〇〇〇,〇〇〇 |
| 課税仕入れに係る消費税額 | △△,△△△ |

消費税申告書

| | |
|----------|--------|
| 控除対象仕入税額 | △△,△△△ |
|----------|--------|

【軽減税率制度実施(令和元年10月)後】

帳簿(経費)

| XX年 月 日 | 内容 | 金額 |
|------------|----------------------|---------|
| XX XX | 水道光熱費 (〇市) | 〇,〇〇〇 |
| XX XX | 会議費※ (〇商店、お茶代) | □,□□□ |
| | 会議費 (〇商店、文具代) | 〇,〇〇〇 |
| XX XX | 接待交際費※ (〇屋、仕出弁当代) | □,□□□ |
| ⋮ | ⋮ | ⋮ |
| | XX年合計 | 〇〇〇,〇〇〇 |

※軽減税率対象品目

8%対象 ■■■,■■■
10%対象 ●●●,●●●

消費税申告書 付表

| | 6.24%分 | 7.8%分 | 合計 |
|----------------|---------|---------|---------|
| 課税仕入れに係る支払対価の額 | ■■■,■■■ | ●●●,●●● | 〇〇〇,〇〇〇 |
| 課税仕入れに係る消費税額 | ▲▲,▲▲▲ | ▲▲,▲▲▲ | ◇◇,◇◇◇ |

消費税申告書

| | |
|----------|--------|
| 控除対象仕入税額 | ◇◇,◇◇◇ |
|----------|--------|

飲食料品(軽減税率8%)とそれ以外(標準税率10%)とを購入した場合には、「区分経理」を行う必要があります!

- (注) 1 帳簿、付表及び申告書は記載を簡略化しています。
2 経費に係る取引は、全て課税取引として記載しています。
3 軽減税率8% (消費税率6.24%、地方消費税率1.76%)、標準税率10% (消費税率7.8%、地方消費税率2.2%)。

軽減税率制度に対応するため、 次の事項をチェックしてみましょう!!

CHECK



ステップ1 軽減税率制度の内容の確認

- 軽減税率制度の実施時期、軽減税率の対象品目、仕入税額控除のための帳簿及び請求書等の記載事項、納税事務（税額の計算）

※ 全国の税務署等で、事業者の方々に対する説明会を開催しておりますので、ぜひご参加ください。

ステップ2 対応するための準備

- 影響が生じる事務の確認及び業務手順の見直し
- 現行の帳簿及び請求書等の記載の仕方から区分記載請求書等保存方式^(※)への対応
- 会計システム等の導入・改修・入替えの必要性の検討（「軽減税率対策補助金」の活用^(※)の検討）
- 記帳、経理処理、申告のための従業員教育

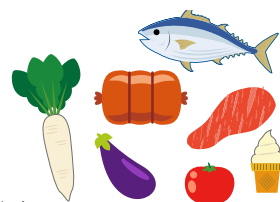
※ 令和元年10月1日から令和5年9月30日までの間は、仕入税額控除の適用を受けるため、区分経理された帳簿及び区分記載請求書等の保存（区分記載請求書等保存方式）が要件とされます。

〔参考〕飲食料品の取扱い（販売）がある事業者の準備

- ・ 売上・仕入商品に係る税率区分（軽減税率の対象取引の有無）の確認
- ・ 日々の商品管理や販売管理方法の見直し
- ・ 税率区分に応じた経理処理の見直し
- ・ 納品書や請求書などの帳票の見直し
- ・ 値札の付け替え、価格表示の変更準備

※ 売上げについても「区分経理」が必要です。

※ 免税事業者であっても、区分記載請求書等の交付などの対応が必要になる場合があります。



税務署

事業者の皆様

準備はお済みですか？

10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。早めの準備をご検討ください。

www.nta.go.jp

国税庁

で

検索



国税庁ホームページでは、インターネット番組「Web-TAX-TV」で、消費税の軽減税率制度を紹介する番組等を配信していますので、ぜひご覧ください。



Web-TAX-TV
「消費税の軽減税率制度」

消費税の軽減税率制度の説明会を開催しています！

事業者の方は、どなたでも参加できます。



軽減税率制度は、多くの事業者の方に関係があります。

税務署では、以下のとおり「消費税軽減税率制度等説明会」を開催し、事業者に対して説明を行っていますので、是非ご出席ください。

【説明会の開催日程】

場所：昭和税務署西館第一会議室

令和元年10月8日（火）10：00～11：30
10月25日（金）14：00～15：30
11月6日（水）14：00～15：30
11月21日（木）10：00～11：30

問合せ先：昭和税務署法人課税第一部門
052-881-8177（ダイヤルイン）

●上記以外の説明会の開催日時・場所に

ついては [軽減税率説明会](#) 検索



税務署

消費税及び地方消費税の納税は期限内に

消費税及び地方消費税の税率が、令和元年(2019年)10月1日より **10%**(現行8%)となります(注)

(注) 税率が10%に引き上げられると同時に、軽減税率制度が実施されます。

期限内納付のために

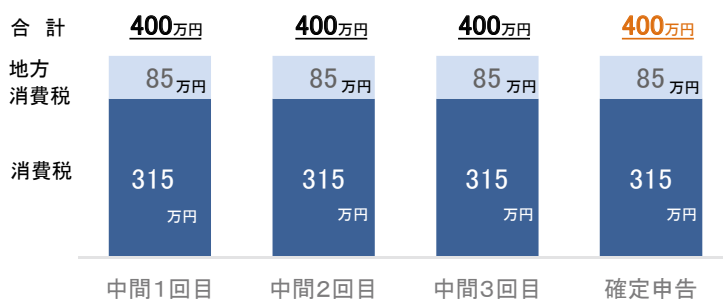
課税事業者の方は、計画的な納税資金のご準備をお願いします！

消費税及び地方消費税の中間申告・納付額は直前の課税期間の確定消費税額を基礎として計算されます。税率の引上げにより消費税額(年税額)は10%で計算されますが、税率引上げ直後の課税期間における中間申告額は8%で計算されるため、確定申告においては、10%の税率により計算された消費税額(年税額)と、8%の税率により計算された中間申告額との差額を納付する必要があります。

このため、税率引上げ直前の課税期間と同様の決算内容であった場合でも、確定申告時の納付額が増加しますので、中間申告が必要な方は特にご注意ください。

【具体例】9月決算法人の申告・納付のイメージ(軽減税率は考慮していません。)

○ 令和元年(2019年)9月期(税率引上げ前)

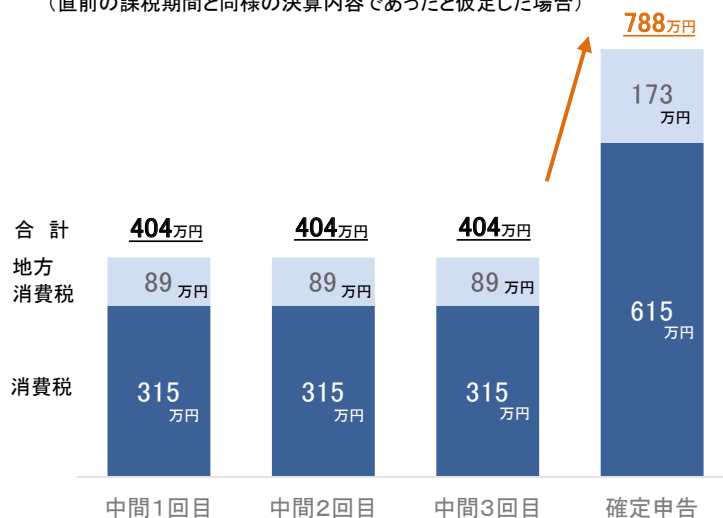


税率8%

- 年税額 1,600万円
- 中間申告による納付額 1,200万円
⇒ 400万円×3回=1,200万円
- 確定申告による納付額 **400万円**
⇒ 1,600万円-1,200万円=400万円

○ 令和2年(2020年)9月期(税率引上げ後)

(直前の課税期間と同様の決算内容であったと仮定した場合)



税率10%

- 年税額 2,000万円
- 中間申告による納付額 1,212万円
⇒ 404万円×3回=1,212万円
※ 地方消費税は引上げ後の税率(1.7%→2.2%)が適用されます。
- 確定申告による納付額 **788万円**
⇒ 2,000万円-1,212万円=788万円

確定申告時の納付額が増加します。
計画的な納税資金のご準備を！

便利な納付方法は

簡単・便利なダイレクト納付をご利用ください！

インターネットにアクセスできるパソコンをお持ちの方は、金融機関・税務署の窓口での納付に代えて、国税電子申告・納税システム（e-Tax）を利用した電子納税ができます。

特に、ダイレクト納付は、①インターネットバンキングの契約が不要、②電子証明書やICカードリーダライタが不要、③即時又は納付日を指定して納付が可能、といった簡単・便利な電子納税方式となっておりますので、ぜひご利用ください。

詳しくは、e-Tax ホームページ（www.e-tax.nta.go.jp）をご覧ください。



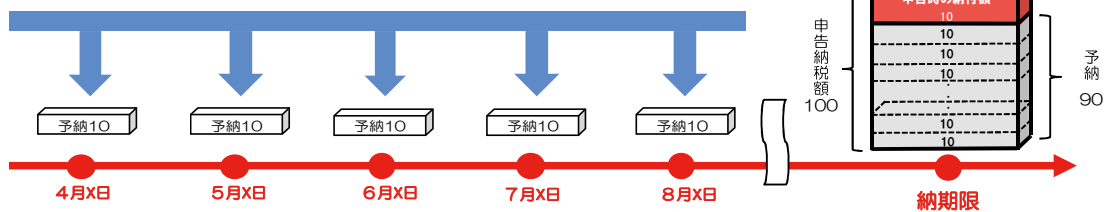
○ ダイレクト納付を利用した予納（平成31年(2019年)1月4日開始）

ダイレクト納付を利用している方であれば、確定申告により納付することが見込まれる金額について、その課税期間中に、あらかじめ納付日や納付金額等をe-Taxに登録しておくことで、登録した納付日に預貯金口座から振替により納付（予納）することができます。

納付日や納付金額を複数登録することができますので、定期的に均等額を納付することや、収入に応じて任意のタイミングで納付することができます。

利用方法など詳細については、国税庁ホームページにある「国税の納付手続」をご覧ください。

【例】定期的に均等額を納付する場合



個人事業者の方は、安全・便利な振替納税もご利用いただけます！

個人事業者の消費税及び地方消費税や申告所得税及び復興特別所得税は、電子納税や金融機関・税務署の窓口での納付以外に、金融機関の預貯金口座から引き落としの方法により納付ができる振替納税がご利用いただけます。

振替納税を利用される方は、税務署に備付けの「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」（国税庁ホームページからダウンロードすることもできます。）に必要事項を記入・押印の上、税務署又は金融機関に提出してください。

任意の中間申告制度

直前の課税期間の確定消費税額（地方消費税額を含まない年税額）が48万円以下の事業者（中間申告義務のない事業者）が、任意の中間申告書を提出する旨の届出書を納税地の所轄税務署長に提出した場合には、当該届出書を提出した日以後にその末日が最初に到来する6月中間申告対象期間^(注)から、自主的に中間申告・納付することができます。

(注)「6月中間申告対象期間」とは、その課税期間開始の日以後6月の期間で、年1回の中間申告の対象となる期間をいいます。

| 《届出なし》 | | → | 《届出あり》 | |
|--------------------|--------------|---|--------------------|---------------------|
| 直前の課税期間の 確定消費税額 | 中間申告 回数 | | 直前の課税期間の 確定消費税額 | 中間申告 回数 |
| 48万円以下 | 中間申告 義務なし | | 48万円以下 | 任意の中間申告 (年1回)が可能 |

軽減税率制度に関する相談

軽減税率制度に関するご相談は、「消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）」で受け付けております。

【専用ダイヤル】0570-030-456 【受付時間】9:00～17:00（土日祝除く）

軽減税率制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

愛知県における法人事業税の税率について

日ごろは、県税の申告、納税につきまして格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。
令和元年度税制改正において、次のとおり税率の改正が行われましたので、その概要についてお知らせします。

1 所得金額課税法人（外形標準課税対象法人を除く。）の税率

（平成26年10月1日以後に開始する事業年度について適用）

| 区 分 | | 税 率 | |
|------|---------------------------------------|------------------------------------|-------------------------|
| | | 平成26.10.1から令和1.9.30 までに開始する事業年度 | 令和1.10.1以後に 開始する事業年度 |
| 普通法人 | 所得のうち、年400万円以下の金額 | 3.55% (3.4%) | 3.65% (3.5%) |
| | 所得のうち、年400万円を超え、 年800万円以下の金額 | 5.319% (5.1%) | 5.519% (5.3%) |
| | 所得のうち、年800万円を超える金額 及び軽減税率不適用法人(*1) | 6.988% (6.7%) | 7.288% (7.0%) |
| 特別法人 | 所得のうち、年400万円以下の金額 | 3.55% (3.4%) | 3.65% (3.5%) |
| | 所得のうち、年400万円を超える金額 及び軽減税率不適用法人(*1) | 4.798% (4.6%) | 5.098% (4.9%) |

()内の標準税率が適用される法人…普通法人の場合、資本金の額又は出資金の額が1億円以下で、かつ、年所得（分割前の総額）5,000万円以下の法人（公益法人等及び人格のない社団等にあつては年所得5,000万円以下のもの）、特別法人の場合、年所得5,000万円以下の法人
*1 「軽減税率不適用法人」とは、3以上の都道府県に事務所・事業所を設けて事業を行っている法人で、資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上の法人をいいます。(以下同じです。)

2 外形標準課税対象法人の税率

（平成28年4月1日以後に開始する事業年度について適用）

| 区 分 | | 税 率 (*2、*3) | |
|-------|-----------------------------------|-----------------------------------|-------------------------|
| | | 平成28.4.1から令和1.9.30 までに開始する事業年度 | 令和1.10.1以後に 開始する事業年度 |
| 所得割 | 所得のうち、年400万円以下の金額 | 0.414% (0.3%) | 0.514% (0.4%) |
| | 所得のうち、年400万円を超え、 年800万円以下の金額 | 0.665% (0.5%) | 0.865% (0.7%) |
| | 所得のうち、年800万円を超える金額 及び軽減税率不適用法人 | 0.916% (0.7%) | 1.216% (1.0%) |
| 付加価値割 | | 1.2144% | |
| 資本割 | | 0.506% | |

*2 愛知県では外形標準課税対象法人の場合、法人事業税の税率はすべて超過課税となります。
*3 ()内の標準税率は法人事業税への適用はありませんが、所得割の標準税率は地方法人特別税（令和元年10月1日以降に開始する事業年度分については特別法人事業税）の基準法人所得割額の計算に用います。

3 収入金額を課税標準とする法人（電気・ガス供給業又は保険業を行う法人）の税率

（平成26年10月1日以後に開始する事業年度について適用）

| 区 分 | 税 率 | |
|-----|------------------------------------|-------------------------|
| | 平成26.10.1から令和1.9.30 までに開始する事業年度 | 令和1.10.1以後に 開始する事業年度 |
| 収入割 | 0.939% (0.9%) | 1.039% (1.0%) |

()内の標準税率が適用される法人…資本金の額又は出資金の額が1億円以下で、かつ、収入金額が年4億円以下の法人

問い合わせ先 愛知県名古屋南部県税事務所

〒456-8558 名古屋市熱田区森後町8-22 ☎ 052-682-8923

名古屋市からの法人市民税に関するお知らせ

名古屋市における法人市民税の税率の変更

名古屋市における法人市民税の税率は、以下のとおり変更となります。

| 区 分 | 平成31年3月31日までに 終了する事業年度分 | 平成31年4月1日以後に 終了する事業年度分 |
|------|---|---|
| 均等割 | 47,500円～285万円 | 5万円～300万円 |
| 法人税割 | 11.495% 資本金1億円以下かつ法人税額が 2,500万円以下の法人は9.215% | 12.1% 資本金1億円以下かつ法人税額が 2,500万円以下の法人は9.7% |

詳しい税率等については、名古屋市公式ウェブサイト (<http://www.city.nagoya.jp/>) をご覧ください。

「企業寄附促進特例税制」の創設

名古屋市では、平成31年4月1日以後に終了する事業年度から2年間の時限措置として、寄附金額に応じて法人市民税を減免する「企業寄附促進特例税制」を創設しました。

| | |
|---------------|--|
| 減免の適用を受けられる法人 | 対象の寄附金として合計5,000円以上を支出した法人 |
| 対象の寄附金 | 名古屋市、愛知県共同募金会、日本赤十字社愛知県支部、名古屋市が条例で指定した団体への寄附金(※) ※名古屋市が個人市民税の寄附金税額控除の対象として条例で指定している寄附先への寄附金対象となります。寄附先の一覧は、名古屋市公式ウェブサイトの「企業寄附促進特例税制について」をご覧ください。 |
| 減免額 | 寄附金額の69%相当額または法人市民税額の2.5%のいずれか小さい額 |
| 適用期間 | 平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間に終了する事業年度 |
| 減免手続 | 各事業年度に係る法人市民税の確定申告期限までに、寄附先が発行する領収書または受領証の写しなどの寄附金の額・寄附先・寄附年月日を証する書類を添付した減免申請書を提出する必要があります(減免申請書の様式については、名古屋市公式ウェブサイトに掲載されています。) ※予定(中間)申告の際に減免申請をすることはできません。確定申告時に減免申請をしてください。 |

問い合わせ先 名古屋市金山市税事務所市民税課法人市民税係
〒460-8626 名古屋市中区正木三丁目5-33 ☎ 052-324-9806

法人会経営者大型保障制度創設50年

▶ 経営者大型保障制度は「会員企業を守りたい」という法人会の強い思いから昭和46年に誕生しました。

◇ 経営者大型保障制度誕生のあゆみ

昭和40年代前半、日本では好景気が続き経済大国としての地位を獲得しましたが、その一方で中小企業の倒産が相次いだ時でもありました。とりわけ、経営者個人の信用によるところが大きい中小企業において、経営者が病気や事故で倒れた場合、事業経営に深刻な影響を与えることになります。

全法連では、このようリスクから会員企業を守る共済事業を実施することが、会員サービスとして極めて有効、かつ有意義であると、共済事業実施の検討に着手しました。

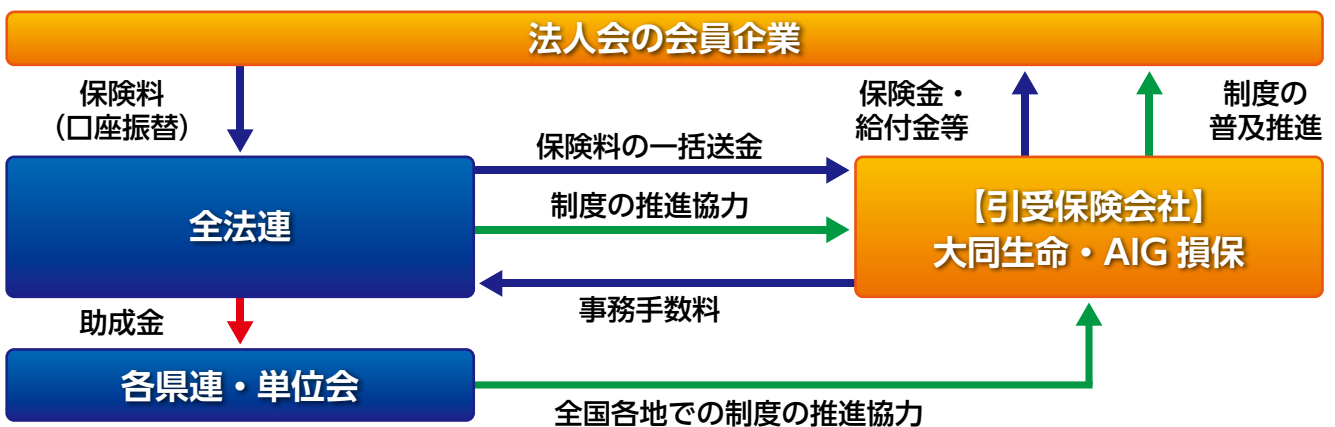
全法連は、共済制度の導入方針を固めると同時に、数社の保険会社に法人会向けの商品を提案させました。しかし、これらの案の内容は、保障額が200～300万円程度であるなど、いずれも全法連の構想とは程遠いものでした。

その中で大同生命だけは、全法連の要請を最大限に受け入れ、旧AIU(現在のAIG)と協力の上、当時の業界としては破格の「1億円保障制度(大同生命5,000万円+旧AIU5,000万円)」を提案しました。その内容はわが国では前例のない生命保険と損害保険のセット商品であり、当時のどの保険商品より、高額かつ広範囲の保障を提供しうるものであったため、全法連は大同生命の提案を採用することを決定し、大型保障制度はこうして誕生しました。

昭和46年6月、全国一斉に取扱いを開始するやいなや、各方面から大きな反響を得、予想をはるかに上回る会員からの申込みがありました。

以来本制度は、常に会員企業にとって最善の制度となるよう社会事情の変化に対応して、制度内容の改定を行い、会員専用の制度として多くの会員の方々から支持されています。

制度の構成と運営の仕組み





経営者大型総合保障制度 加入状況 (平成31年3月末)

加入企業数

14万6,327社

加入件数

44万7,676件

保有契約高(保証額)

11兆4,380億円

◇『想いをつないで50年「会員企業を守りたい」』キャンペーンスタート!

全法連では、経営者大型保障制度創設から50周年の節目である2021年に、法人会と協力保険会社3社によるキャンペーンを実施します。

このキャンペーンは、『想いをつないで50年「会員企業を守りたい」』という福利厚生制度創設時の理念をもとに、協力保険会社3社との連携強化により福利厚生制度のさらなる充実と制度加入企業数の増加を図ることを目的とします。



あなたの会社と社員の皆さまを守る法人会福利厚生制度

企業のための保障制度

経営者大型総合保障制度

<会社をお守りするトータル保障プラン>

生命保険と損害保険の組み合わせにより、万一の場合はもちろん、働けなくなった場合のリスクに備えるための制度をご用意しています。団体料率の適用により割安な保険料を実現!

死亡へのそなえ

総合型 Rタイプ

重度の身体障がい状態へのそなえ

総合型 Tタイプ

重大疾病へのそなえ

Jタイプ

ケガ・病気による入院へのそなえ

Mタイプ

《取扱会社》大同生命保険株式会社 ☎0120-789-501 AIG損害保険株式会社 ☎0120-321-564

経営を取り巻く様々なリスクから企業を守る!



法人会のビジネスガード Business Guard

《取扱会社》AIG損害保険株式会社 ☎0120-321-564

政府労災の上乗せ補償
ハイパー任意労災
(業務災害総合保険)

企業向け第三者賠償責任保険
スターズ
STARS
(事業総合賠償責任保険)

火災と地震災害に備える
プロバティガード
+ 企業地震保険
(企業財産保険 財物損害補償特約等)

個人情報の漏えい事故対策
情報漏えいガード
(個人情報漏洩保険)

個人のための保障制度

従業員の皆さまもご加入いただけます!

お一人様からでも集団取扱料率の割安な保険料が適用となります。

法人会がん保険制度
法人会医療保険制度

〈がん〉に関する悩みや不安、疑問に専任カウンセラーが丁寧にお答えします。

☎03-5531-0110

毎週月~木曜日 11:00~15:00
(祝日を除く)

※電話料金はお客様負担となります。

《取扱会社》アフラック ☎0120-876-505
9:00~17:00(土・日・祝日を除く)

個人のための福利厚生制度

- 法人会終身保険
- 法人会定期保険
- 法人会家族生活保障保険もあります。

アフラック 法人会 検索

— 保障内容のお問合せは、各取扱会社へ —

第73回 東海法人会連合会大会

●平成31年3月8日(金) 岐阜グランドホテル



第73回東海法人会連合会大会が、岐阜市の岐阜グランドホテルにて盛大に開催されました。

本年の大会は、岐阜県連が担当し、金井名古屋国税局長を始めとする来賓の方々や東海4県下の県連及び48単位会の役員及びスタッフ約470名が一堂に会し、法人会として課せられた役割の重要性を再認識し、自らに更に厳しい研鑽と努力を誓うとする「大会宣言」が満場一致で確認されました。

恒例の活動研究の発表の場においては、本年は東海4県の代表として(公社)小牧法人会、(一社)東三河法人会、(一社)尾鷲法人会の3会が、これまで2年間の活動研究の成果の発表を行いました。それぞれの発表内容は、主に公益事業中でも社会貢献事業に関するものが多く、各会ともに創意工夫を凝らした事業内容が発表されました。いずれの法人会も抱えている共通する課題であったため極めて関心も高く、発表後の懇親会の場でも意見交換が交わされるなど、盛り上がった大会となりました。

一般社団法人 愛知県法人会連合会 第7回通常総会

●令和元年6月11日(火) 名鉄ニューグランドホテル

一般社団法人 愛知県法人会連合会の第7回通常総会が、名鉄ニューグランドホテルにて開催されました。

当日は、山本亜土連合会会長が総会議長に就任し、「平成30年度決算承認の件」、「役員選任(案)承認の件」、「2020年度(令和2年度)税制改正提言事項(案)承認の件」についてそれぞれ審議を行い、各議案ともに満場一致で承認可決されました。

引続き、平成30年度事業報告並びに2019年度事業計画及び予算についての報告を受け、終了後、全法連功労者表彰45名、愛知県連会長表彰80名のほか、会員増強優良会、厚生制度推進優良会、ふやそう2万社GOGOキャンペーン表彰、研修活動優良会等の表彰が順次実施されました。



当法人会関係受賞者名(敬称略)

●全法連功労者表彰

鈴木 宏 (株)中部日栄 汐路支部
相羽 康人 (株)アイビー 桜山支部

●愛知県連会長表彰

川本 幸政 (有)川本緑化 長久手支部

初任者(源泉所得税・社会保険)税務研修会

- 令和元年6月6日(木) 名古屋市中企業振興会館 会議室
- 講師／社会保険労務士 目方敏広氏
昭和税務署 法人課税第七部門 統括国税調査官 小倉正代氏

この研修会は、会員企業の新任者や新たに給与関係事務を担当された方々を対象に、源泉徴収事務や健康保険・年金等社会保険事務の基礎知識を習得していただくために長年に亘り継続開催している事業です。

研修に当たっては、講本「若手社員の税金・社会保険教室」を使用し、第一部の「源泉所得税の基礎知識」を昭和税務署統括官の小倉正代氏に、第二部の「社会保険の基礎知識」を社会保険労務士の目方敏広氏にそれぞれ講師をお願いし、実務事例を交えた研修内容に、44名の受講生の方々も熱心にメモを取るなど有意義な研修会となりました。



実務事例も合わせ説明する小倉統括官

税制改正説明会

- 令和元年6月17日(月)～19日(水)の3日間
昭和ビル9階会議室(名古屋市中区栄四丁目)
- 講師／税理士法人 名南経営 理事長・税理士 安藤教嗣氏 ほか



わかりやすい説明で好評の税制改正説明会

本年も、平成31年度の税制改正に対応した説明会を、当昭和法人会と名古屋中・千種法人会の3会が共同事業として、税理士法人 名南経営の税理士の方々に講師をお願いし、昭和ビルの会議室において3日間に亘り実施しました。

開催日には、連日多くの会員企業に参加いただき、近年の税制改正の傾向である「成長志向の法人税改革」「経済社会の構造変化を踏まえた構造的な見直し」「BEPSプロジェクトへの対応」の観点から改正された事項など、法人税や所得税等の税制全般の改正事項について、同税理士法人が作成したテキストに沿って、熱のこもった丁寧な解説により、わかりやすく説明していただきました。

新設法人説明会・消費税軽減税率制度等説明会

- 令和元年6月20日(木) 名古屋市中企業振興会館 会議室
- 講師／昭和税務署 法人課税第一部門 国税調査官 神谷奈実子氏

昭和法人会では、昭和税務署と合同開催で、新たに起業し会社を設立した方々を対象に「新設法人説明会」を年1回開催しています。

本年は、平成31年3月以前の概ね1年程度の間に設立された473社に案内を行い、その内43社の方が参加されました。

説明会では、冒頭、全法連が作成した「経営に差がつく！知って得する『税』のお話」によりビデオ学習した後、税務署の担当官を講師として、法人税・消費税・源泉所得税・印紙税の基礎知識について学びました。参加された方は、起業されて間もないことから、この機会にパンフレットで昭和法人会の活動を紹介し、入会のお勧めをしました。1社でも多くのご入会をお待ちしています。

さらに、第二部の「軽減税率制度等説明会」には、総勢56名の参加者が受講され、直前に迫った消費税改正事項に真剣に聞き入り、説明会後にも担当官への質問・相談が続いていました。



税務手続きの第一歩 新設法人説明会

支部合同狂言鑑賞会

●令和元年8月24日(土) 瑞穂文化小劇場ホール

本年度で第9回目となる恒例の「和泉流野村派 野村又三郎一門」による狂言鑑賞会を、汐路・田光・津賀田・円上・北山の5支部が地域社会貢献活動として合同で企画し、主催支部のほか主催以外の支部からや一般の方なども来場し、会場はいっぱいの295名の参加者が集まる中で「瑞穂文化小劇場」にて開催されました。

冒頭に主催支部を代表して円上支部・山本支部長の開会挨拶に続き、十四世野村又三郎師から狂言の由来・歴史及び本年の演目について説明をいただきました。

本年の演目は、大名物の中から二題を取り上げて演じていただきました。

最初の演目である狂言「昆布売（こぼうり）」は、京都北野天満宮の御手洗祭の折、家来を連れず自身で参詣した大名が、若狭から商売で上京した昆布売に半ば強制的に太刀を持たせたことを発端に、その後の展開を面白おかしく演じていただきました。

続いての演目である狂言「人を馬（ひとをうま）」は、一般の狂言興行でもなかなか見ることが少ない出し物で、家来を一人しか持たない大名が、新しい家来を雇ってくるよう命じます。その雇われた新参者の特技は群を抜いて異質なもので、その場面展開に初めて狂言鑑賞を体験した方でも親しく接することができ、会場内から笑いが起こるなど和やかな雰囲気の中、十分に日本の伝統芸能を楽しみました。

この鑑賞会は、地域貢献活動として毎年開催を続けていますが、毎年この開催を楽しみに問い合わせされる方もあり、夏休み最後の恒例行事となってきました。来年度は第10回目を迎えることもあり、規模を大きくして名古屋城前の「名古屋能楽堂」での開催を計画しています。引き続き社会貢献できる支部合同事業を企画し実施してまいります。



十四世 野村又三郎師



満席となった鑑賞会会場



狂言「人を馬」の一場面



狂言「昆布売」の一場面

愛知ブロック連絡協議会講演会

● 演題：「職場と家庭の片づけ・整理術」

～物の整理は心の整理。人生を変えるヒントはここにあり～

● 日時：平成31年2月15日(金)

● 会場：日進市商工会館2階ホール

● 講師：ミラクルマジック 代表 香田佳江氏

2月15日(金)、平成30年度の愛知ブロック(日進、東郷、長久手支部)の講演研修会を開催を、幹事支部である日進支部の主催により52名の参加をいただき盛会に開催しました。

本年は、講師にミラクルマジック代表である香田佳江氏をお迎えして、「職場と家庭の片づけ・整理術」～物の整理は心の整理。人生を変えるヒントはここにあり～と題し講演をいただきました。

講師の先生は、看護師時代に無駄のない業務整理に力を注ぐ自身の姿に気付き、現在の資格を取られたそうです。講演では、パワーポイントを使いながら「5S = 整理、整頓、清掃、清潔、躰」を中心に職場内のルール作りや分類の方法など、一工夫・二工夫のあるお話を伺い、参加者一同大変参考になったと好評の講演会でした。支部長からは、以前に香田講師を呼び社内研修した結果、自身も含め社内の整理整頓が進み無駄も少なくなったという事例が紹介されました。



インターネットセミナーのご案内 **会員無料**

昭和法人会では、インターネットを使ったセミナーの配信サービスを行っております。

各種講演会やホットな経営情報の入手、管理職の教育、朝礼でのヒント集など、豊富なコンテンツを無料で視聴することができます。毎月、新しいセミナーが続々と更新されますので是非ご利用ください。

| 会員限定ID・パスワード | |
|--------------|---------------|
| ID | hj1813 |
| パスワード | 9677 |

500本以上から見放題!

視聴方法

▶ 昭和法人会ホームページ



▶ インターネット・セミナー TOP 画面



▶ IDとパスワードを入力



▶ セミナー詳細画面



法人会のホームページより、インターネット・セミナーのバナーをクリックします。

【ログイン手順】

- ① 赤いボタン「ログインはこちら」をクリック
- ② IDとパスワードを入力しログイン⇒再びインターネット・セミナー TOP 画面へ
- ③ 視聴したいセミナーを選択
- ④ 「動画を見る」ボタンをクリック
- ⑤ セミナー視聴画面へ

▶ インターネット・セミナー TOP 画面



▶ セミナー視聴画面



■ 調査部所管法人部会 第7回 通常総会・講演会

平成31年4月15日(月) 熱田神宮会館



挨拶を行う安田調査部所管法人部会長

第7回通常総会

～「調査部所管法人部会」を解散し、「大規模法人部会」として再出発！～

4月15日(月)午後2時より、熱田神宮会館において、調査部所管法人部会第7回通常総会並びに講演会を開催いたしました。

当日は、多くの会員企業様にお集まりいただき、さらには来賓に昭和税務署から坪井署長、廣瀬法人課税第一部門統括官をお迎えし、安田部会長により議案審議に入りました。

議案審議では、第1号議案「平成30年度事業報告及び収支決算承認について」担当役員の説明の後、承認可決されました。

続いて第2号議案「調査部所管法人部会解散について」では、安田部会長から、調査部所管法人部会解散に至った経緯等を説明し、最近の調査部

所管法人部会を取り巻く情勢が資本金1億円以上でも調査部所管ではなく署所管となる場合や、1億円未満でも調査部所管となる法人があり、一概に資本金基準のみでは判断できなくなったこと。さらに、これらの流れの中で愛知県連も国税局長講演会を公益事業と位置付け非会員を含めた対象者に開催案内をするなど、調査部所管法人部会の事業展開において部会費を払っての部会入会のメリットや差別化が出来なくなったこと。その上、他の法人会においても会則を定め会費を徴収しているところがないなど、誠に忍びがたいのですが、この総会をもって調査部所管法人部会を解散し、新たに「大規模法人部会」として名称を変えた後、本会事業としてこれまでの事業を踏襲していきたいと理事会の承認を得た上で、再出発することを提案しました。

なお、現役員の方には「大規模法人部会」担当として引続きご協力をいただき、本年度以降部会費としては徴収せず、本会助成のみでこれまでの事業を踏襲し実施していきます。また、先程報告した調査部所管法人部会の繰越残高につきましては、本会の会計に組み入れることとしました。

この調査部所管法人部会は 昭和56年11月19日に結成しまして37年間の長きに亘り続けることが出来ました。今後も引き続き「大規模法人部会」として活動をして参りますのでご支援の程よろしくお願い致しますと説明し、議場に諮ったところ賛同の拍手により承認可決されました。

結びに、安田部会長より最後となりました「調査部所管法人部会第7回通常総会」の議事の全てが終了されたことを宣言し通常総会は幕を閉じました。

総会記念講演会

●講師／タレント・講談師 水谷ミミ氏

●演題／『笑顔で、めざせ健康100歳!』

総会終了後、総会記念講演会としてタレントで講談師でもある水谷ミミ氏に『笑顔で、めざせ健康100歳!』と題し、今までのタレント生活で出会った人々との秘話やエピソード、口達者な高齢の母を介護したときの思わず吹き出す会話など大爆笑の講演と感動の講談一席として、講演をしていただきました。

講師の水谷ミミ氏は、名古屋・関西を中心にご活躍され名古屋弁と強烈なキャラクターで、50代、60代、70代、80代の方には絶大な支持がありますが、水谷ミミ氏は、三重県員弁郡東員町のご出身で、元々は名古屋の劇団で活躍されていましたが、その後テレビやラジオ番組にも出演され、CBCテレビ「ラブラブダッシュ」では桂ざこば師匠のアシスタントを7年間、その後しばらくは大阪中心に活躍され、上岡龍太郎氏や横山ノック氏らとともにテレビ番組やラジオのレギュラー番組に多数出演されました。

今回の講演では、手なれた名古屋弁で、桂ざこば師匠や上

岡龍太郎師匠の下に居候をした話や、口達者な高齢の母の介護の話や、その中ではパンは「フジパン本仕込が一番おいしい」と話の中に盛り込むなどサービス精神も旺盛で安田部会長もご満悦でした。

そして、最後に大石順教尼最後の弟子日本画家南正文の講談を一席披露していただきました。

講談では、南正文少年が小学3年生の春休み、父親の製材所で手伝いをしていた時、誤って片腕をベルトコンベアーに巻き込まれ、瞬時にそれを取ろうとしてもう片方もベルトコンベアーに突っ込んでしまい、両腕を無くしましたが、命だけは何とか助かりました。

しかし、友達には「手無しロ



講演会の部で熱く語る水谷ミミ氏

ポット」とからかわれ、悔しくて追いかけるとバランスが取れずに転んでしまい南少年はだんだんと家に引きこもるようになりました。台所で包丁を取り出し足で挟み、のどを刺して死のうともしましたが、両親の悲しむ顔が目に見え死ぬ事も出来ませんでした。

そこで、ご近所の方の勧めで京都山科にある仏光院に、両手が無く口で絵を書き障害者に尽くされている尼僧がおられるということで訪ねてみました。南正文は、自分がいかに何もできないかを話すと大石順教先生は、「1人でここまで通いなさい、そして口で絵を書きなさい。それが守れるなら弟子にする」とおっしゃいました。

そこで、南正文は、大阪堺から仏光院まで約3時間、電車、バスを5回も乗り換え、切符は誰かに頼まないといけないのですが通う事にしました。初めて行く時は、胸ポケットにお金を入れて駅に着くたびに、見知らぬ人に勇気を振り絞って声をかけ、「切符を買ってください。」と頼みました。

すると、気持ち悪がって逃げる人、怒鳴る人、やさしく切符を買ってくれる人や次の乗り換え場所迄ついて来てくれる

人いろいろな人に出会いました。やっとの思いで仏光院にたどりついた時、道中での出来事を順教先生に必死に話しました。

すると「よくがんばった」と褒めてもらえると思っていた南少年に、順教先生は「よかった、よかった」と、ニコニコされていたといいます。そして、「世の中にはいろいろな人がいます。切符を買ってくれた人も、買ってくれなかった人も自分にとっては皆先生なんだよ。」と教えてくれました。さらに、口で絵を書くことは、容易ではありませんでした。筆を伝って唾液がこぼれべとべとになります。顎や歯や首は痛くなり、視点が近いので気持ち悪くもなります。それでも順教先生は足で書くことを許しませんでした。あまりにも辛くなり、「どうして口で書かなければいけないのですか。」と尋ねる南少年に順教先生は「絵はどこに飾られる？玄関や床の間やみんなに見て貰える一番いい場所」と。「人の見ていないところの心遣いを」そう教えてくれたのでした。

※この記事は、平成31年4月15日の講演を要約したものです。

文責／一般社団法人昭和法人会調査部所管法人部会

大規模法人について、e-Tax(電子申告)が義務化されます!



平成30年度税制改正により、「電子情報処理組織による申告の特例」が創設され、資本金等が1億円を超える法人が行う法人税・消費税等の申告は、e-Tax(電子申告)により提出しなければならないこととされました。

●対象税目・対象手続

「法人税及び地方法人税」並びに「消費税及び地方消費税」に係る確定申告書、中間(予定)申告書、仮決算の中間申告書、修正申告書及び還付申告書
(注) 地方税の法人住民税及び法人事業税についても電子申告が義務化されます。

●e-Taxすべき対象書類

申告書及び申告書に添付すべきものとされている書類のすべて
(注意!) e-Tax義務化の対象となる法人が、e-Taxにより法定申告期限までに申告書を提出せず、書面により提出した場合、その申告書は無効なものとして取り扱われることとなり、無申告加算税の対象となります。また、2期連続で法定申告期限内に申告がない場合は、青色申告の承認の取消対象となります。

●対象法人の範囲

- ①内国法人のうち、事業年度開始時において資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人
 - ②相互会社、投資法人及び特定目的会社
- ※消費税及び地方消費税の場合は上記法人に加え国・地方公共団体

●適用日

令和2年(2020年)4月1日以後に開始する事業年度(課税期間)から適用

■ 青年部会 第7回通常総会

平成31年4月18日(木) メルパルク名古屋

4月18日(木)、青年部会第7回通常総会がメルパルク名古屋にて坪井昭和税務署長を始め多数の来賓の方々をお迎えして厳粛に開催されました。

冒頭、浅井部会長の開会の挨拶を述べた後、吉田副会長よりご挨拶をいただき、早速、浅井部会長が議長となり、議案審議に入りました。

第1号議案「2018年度事業報告承認の件」、第2号議案「2018年度収支決算承認の件」について、各担当副会長から説明の後、細野監事から会計監査報告があり質問等もなく満場一致で承認されました。

続いて第3号議案「2019年度事業計画(案)審議の件」、第4号議案「2019年度予算(案)審議の件」も同様に進められ、無事承認されました。

本年は役員の変更期であり、第5号議案として役員改選案が上程され、米本卓弘氏〔嶺山金ポンプ製作所〕を始めとする新執行体制が満場一致で可決承認されました。

続いて、浅井前部会長から退任の挨拶をいただき、新たに選出された米本新部会長から就任の熱い決意表明があり執行体制は新たなメンバーへとバトンタッチされました。

その後、卒業生と新入会員の紹介が行われ、結びにご来賓の坪井署長様のご祝辞を頂き、総会は滞りなく閉会を迎えることが出来ました。

【広報・渉外企画委員長 黒宮淳司】



青年部会入会の魅力は！

魅力1 **年会費 24,000円**
企業同士の交流会として参加しやすい年会費です。

魅力3 **税知識の習得、普及による社会貢献**
会社運営や事業継承にまつわる有効な税務知識の習得ができる。

魅力5 **3区2市1町に在する企業と交流**
経営者として、自分の地域に密着した人脈が広がります。

魅力2 **少しの時間でも活動できます**
本業が忙しい方でも、年6回ほどの開催ですので気楽に参加できます。

魅力4 **税務署の幹部署員を講師に招聘**
専門家のもとで税の知識を身につけることができます。

魅力6 **幅広い情報交換**
大きな会社や様々な青年企業家同士で親睦を深めます。

青年部会会員募集中！

青年部会では、当会会員会社に勤務する役員や社員で、満50歳以下の若手経営者のご入会をお勧めしています。

青年部会の活動は、税法・経理・経営等の研修を通し、業種の壁を越えて同年代の悩みや体験を共有し、互いの自己啓発に繋げることを目的にしています。

是非この機会にご入会をご検討下さい。詳しくは、会報誌に同封しました「青年部会入会のご案内」をご覧ください。



■ 青年部会 拡大推進教養講座・意見交換会

平成31年1月23日(水) 名古屋ガーデンパレス

1月23日(水)、名古屋ガーデンパレスにて青年部会の拡大推進教養講座が開催されました。昭和税務署より副署長 高木邦秀様、法人課税第一部門統括国税調査官 廣瀬勝之様、昭和法人会副会長 吉田英晃様を来賓にお迎えいたしました。

穂刈会員拡大委員長の司会進行により、浅井部会長から本日の趣旨と部会員の親睦を図っていただきたい旨の挨拶と、高木副署長様よりそれぞれ時宜を得たご挨拶を頂戴しました。講演会では「好感が持たれるワンランク上の着こなし〜コンプレックスを魅力に変えるファッションの秘密〜」というテーマで、オーダー

スーツのSUITS U代表 山田晃子氏に、シャツやネクタイ・スーツの色が自分にあっているか等、パーソナルカラー診断を織り交ぜて部会員皆さんがとても興味を引く内容のご講演をしていただきました。

その後の意見交換会では講師を交えて質問が飛び交うなど大変な盛り上がりの中、本年度の入会者と入会検討者5名の紹介が行われ、部会員とともに部会活動、共通の仕事・趣味の話しで有意義な時間を過ごしました。最後に大和顧問の青年部会への思いが溢れる中締めで盛況に開催することができました。

【会員・事業担当 副部会長 上村崇史】



カラーコーディネイトを含め講演する山田晃子氏



映像も使った説明に聞き入る青年部会員

■ 青年部会親睦ゴルフコンペ

令和元年6月1日(土) 春日井カントリークラブ

6月1日(土)、春日井カントリークラブにて、恒例の親睦ゴルフコンペを開催いたしました。青年部会恒例の年間行事として今回は、本会役員の方々をはじめ、OB会員の先輩方を含め総勢17名のエントリーとなりました。季節柄天候が心配されましたが、当日は天気にも恵まれ、最後まで笑顔あふれる親睦ゴルフ大会となりました。初参加された会員も数名あり、プレーを通じて日頃できなかった会話も弾み、より良い交流となりました。優勝者は昨年に続き、青年部会の川崎諾さんでした。来年も皆様のご参加よろしくお願ひ致します。

【広報・渉外事業委員長 後藤孝浩】



女性部会行事

1月例会 税務研修会・署長講演会 1月18日(金) メルパルク名古屋

- テーマ／「お酒を楽しむために」
- 講師／昭和税務署長 坪井伸介氏

本年度の1月例会は、坪井伸介署長様をお迎えして、「お酒を楽しむために」というテーマで、これまで長く酒税の事務に携われた方ならではの話を、面白おかしくお話していただき、画像や板書も交え大変わかりやすい内容で、参加者も署長様の人柄が良く表れ興味深い話に時間を忘れるほどのひと時を過ごしました。



署長講演会

2月例会 経営・初任者研修会 2月19日(火) 名古屋トヨペット檀溪通店会議室 第3回「専務の出前講座」

- テーマ／「これから確定申告の季節」＝確定申告のことを勉強しましょう＝
- 講師／昭和法人会 専務理事 加藤保彦

2月例会は、新たな試みの第一歩として、次世代を育てる「実践経営研修会」を企画しました。講師には、第一部に毎回わかりやすく好評である加藤専務理事を、第二部に榊原事務局長をお願いをしました。第一部では「元税務職員から見た経営術」と題し、会社も経営分析をする観点から「貸借対照表」や「損益計算書」及び「各種指標」の見方やポイントについて、税務署に務められた目線からわかりやすく解説いただきました。続く第二部では「今だから言えること…」と題し、税務調査の方法や税務署の組織などを説明していただきました。参加者からも、もっと聞きたくなるような有意義な研修会であったと好評でした。

4月例会 女性部会第7回通常総会と記念講演会 4月19日(金) メルパルク名古屋

昭和税務署から坪井署長様、廣瀬第一統括官様、本会からは柴垣会長様をご来賓にお迎えして議事に入りました。

第1号議案「2018年度事業報告並びに収支決算報告の承認について」、第2号議案「2019年度事業計画案並びに予算案の承認について」を順次上程し、担当幹事の説明後審議に入り、満場一致で可決承認されました。

続いて、第3号議案として「役員を選任について」が上程され、新たに8名の方（留任を含む）を役員に選任したほか、総会後の役員会で、女性部会長には引続き森敦子氏を選任し、副部会長には伊藤千佳氏、桜井博子氏をそれぞれ確認いたしました。

総会后、坪井署長様を講師にお迎えして、「税とお酒を語る」と題して記念講演を拝聴しました。署長様の自身の経験も踏まえ面白おかしく、わかりやすい口調で講演いただきました。



6月例会 税務研修会 6月18日(火) ガス燈

- テーマ／「平成31年度 税制改正について」
- 講師／昭和税務署 国税調査官 神谷奈実子氏

女性部会では、6月例会として昭和税務署 国税調査官 神谷奈実子様を講師として、「平成31年度 税制改正について」をテーマに税務研修会を開催しました。本年度は、法人に関する改正事項のほか、個人や資産に関する改正事項も説明いただき、講師の方も女性職員の方で、とてもわかりやすくソフトなタッチでご説明いただきました。参加者はテキストを片手にメモを取りながら一生懸命勉強しました。

7月例会

第4回「専務の出前講座」 7月9日(火) 名古屋市公会堂第一集会室

●テーマ／「会社と社長を元気にする税金のツボ」

●講師／昭和法人会 専務理事 加藤保彦

7月例会は、2月に続き好評であった「専務の出前講座」の第4回目の講座を加藤専務理事にお願いし実施しました。加藤専務の豊富な知識と経験をもとに、「会社」「経営者個人」「事業承継」等々にまつわる税金のツボを、事例に沿って説明いただきました。節税に繋がるなど参加者も関心の高い事項だけに、メモを取りながらのあっという間の研修会となりました。

文化講座「日本語をうたう」 7月29日(月) Two Some

●演奏家／幸木みか氏(ソプラノ)、幸木政博氏(テノール)、五島史誉氏(ピアノ)

本年度は、通常の研修会のほか「日本語をうたう」と題し、3名の演奏家の皆様をお願いをして文化講座を実施しました。演奏会では、日本の良き風景などが思い浮かばせるような心の風景をゆっくりと味わいました。その後の食事会でも、和気あいあいの中で、熱い夏の日の一と時を過ごしました。



参加者と一緒に

女性部会社会貢献事業『講演会と演奏会』 申込み受付中!

女性部会では、毎年恒例となった社会貢献事業「講演会と演奏会」を10月23日(水)にメルパルク名古屋にて開催いたします。

本年は第一部の講演会に、日本レコード大賞作詞賞などを多く受賞された作詞家の荒木とよひさ氏を講師に招き「もう一度、自分の心にラブレター」と題し講演いただきます。第二部の演奏会では、ピアニスト&プロデューサーの甚目裕夫氏のほか演奏家の皆様と、荒木とよひさ氏もゲストとして加わり「家族で音楽に乾杯～弦楽トリオで会場と共に歌う昭和歌謡～」を楽しんでいただきます。ただ今、その参加申込みを受け付けておりますので、会報誌に同封した案内チラシによりお申込み下さい。

- 開催日時 10月23日(水) 13:30～16:30予定
- 会場 メルパルク名古屋(東区葵3-16-16)
- 参加費 1,500円(紅茶・ケーキ付)

女性部会会員募集中!

女性部会の会員は、当会会員企業の事業所に勤務する女性役員または女性経理担当で、女性部会の目的及び事業に積極的に協力する方々の集まりです。その目的として、女性経営者や経理担当者が、税法・経理・経営等の研修を通し、業種の壁を越えて幅広い年齢層の中で悩みや体験を共有し、互いに交流を深めることにあります。

現在、女性部会では入会をお勧めしています。是非この機会にご入会をご検討下さい。詳しくは、会報誌に同封しました「女性部会入会のご案内」をご覧ください。

社会貢献活動

2019ながくて市民まつり

●日時／11月10日(日) 9:30～ ●場所／長久手市役所

昭和区区民まつり

●日時／10月27日(日) 10:00～
●場所／鶴舞公園(奏楽堂・噴水塔周辺)

東郷町文化産業まつり

●日時／11月10日(日) 9:00～ ●場所／いこまい館

天白区区民まつり

●日時／10月27日(日) 10:00～ ●場所／天白公園

にっしん市民まつり

●日時／11月17日(日) 9:00～ ●場所／日進市役所周辺

昭和法人会 当面の行事予定

令和元年 9月～12月

| | | | |
|---------------------|--------------------------------------|---------------------|--------------------------------------|
| 9月25日(水) 17:00～ | 青年部会税務研修会 中小企業振興会館 | 11月8日(金) 終日 | 【全法連】全国青年の集い(大分大会) iichiko総合センター |
| 9月25日(水) 13:30～ | 初級簿記講座(全8回講座、9/25～10/24) 中小企業振興会館 | 11月10日(日) 終日 | ながくて市民まつり・東郷町文化産業まつり 長久手市役所・いこまい館 |
| 10月1日(火) 11:00～ | 昭和税務連絡協議会 定例会 ガス燈 | 11月13日(水) 14:00～ | 【県連】税制講演会 ホテルグランコート名古屋 |
| 10月3日(木) 終日 | 【全法連】全国大会(三重大会) サオリーナ | 11月17日(日) 10:00～ | 【税連協】税の作品合同表彰式・街頭広報 イオン八事 |
| 10月4日(金) 14:00～ | 【県連】青連協情報交換会 Hキャッスルプラザ | 11月17日(日) 終日 | にっしん市民まつり 日進市役所周辺 |
| 10月16日(水) 14:00～ | 瑞穂区・昭和区ブロック講演会研修会 熱田神宮会館 | 11月18日(月) 14:00～ | 【県連】女連協情報交換会 Hキャッスルプラザ |
| 10月23日(水) 13:30～ | 女性部会・社会貢献講演会・コンサート メルパルク名古屋 | 11月20日(水) 15:00～ | 役員総集会・署長講演会 メルパルク名古屋 |
| 10月25日(金) 13:30～ | 大規模法人部会 合同講演会・研修会 サイプレスガーデンホテル | 11月26日(火) 14:00～ | 決算期別説明会 中小企業振興会館 |
| 10月27日(日) 10:00～ | 昭和区区民まつり・天白区区民まつり 鶴舞公園・天白公園 | 11月下旬 | 天白区ブロック講演会(予定) JA天白信用ホール(予定) |
| 10月30日(水) 18:15～ | 青年部会ボウリング大会 スポーツ名古屋 | 12月4日(水) 14:00～ | 「よくわかる事業承継セミナー」 中小企業振興会館 |

昭和法人会広報委員

この会報は右記委員で企画・編集しています。ご意見・ご感想、お寄せ下さい。

| | | | |
|------------|-------|-----------|--------|
| ブラザー工業(株) | 伊藤 敏宏 | (株)K&S | 川崎 諾 |
| ブラザー不動産(株) | 神谷 陽志 | ソウジャパン(株) | 村尾 恵理子 |
| 日本パーツ機器(株) | 後藤 秀臣 | | |

法人会会員企業にお勤めの方は、おひとり様からでも**集団扱**の割安な保険料でご加入いただけます。

がんを含む

病気や
ケガの
備えに

NEW



NEW/
ライフステージの変化に

ちゃんと応える
医療保険**EVER**

心配な
「がん」の
備えに



生きるための
がん保険
Days**1**

引受保険会社

「生きる」を創る。

Aflac アフラック

愛知総合支社 〒451-6029 愛知県名古屋市西区牛島町6-1
名古屋ルーセントタワー29階

法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行ないます。

◎商品の詳細は「パンフレット」「契約概要」などをご確認ください。

資料請求は
お気軽にどうぞ!

アフラック 法人会

検索



No.1

アフラック
がん保険・医療保険
保有契約件数

平成30年版 インシュアランス生命保険統計号



法人会がん保険制度
法人会医療保険制度

P19223 AFツール-2019-5375-1908007 7月29日

企業情報・格付情報照会サービス

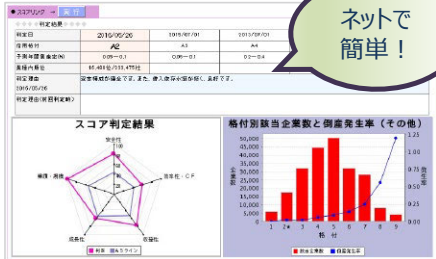
一般社団法人愛知県法人会連合会 - AGS(株) 提携

取引先・仕入先の**取引審査**と**与信管理**をお手伝いします!

- 入会金・月々の基本料金不要
- 金融機関の融資審査ノウハウを応用
- 取引先情報の変化をメールでお知らせ



ネットで
簡単!



リアルタイムで企業の信用情報を収集できます!

| | | |
|------------|--------------|-----------|
| スコアリング信用格付 | 信用状態を9段階で格付 | 800円/件 |
| 企業情報 | 業績・評点・概況・履歴他 | 1,200円/件 |
| 財務情報 | 財務5帳票 | 2,000円~/件 |
| 継続管理 | 管理ファイル利用料金 | 1,000円~/月 |

(税別)

詳細・お申込は <https://www.ags.co.jp/nw/aichi/>

AGS株式会社

法人企画部

TEL: 048-877-3359

メール: hojinkai.ml@ags.co.jp



色々あるから総合保障。



経営者を取り囲むリスクは1つではありません。

まさに色々です。

だからこそ安心も色々必要です。

重責を担う経営者を守る、

※
幅広い保障を

ぜひお役立てください。

※保障内容の詳細については「設計書[契約概要]」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。なお、左記の保障の組み合わせには、所定の制限があります。



法人会会員のみなさまに

経営者大型総合保障制度
企業保障プラン
総合型V⁺Mタイプ
(大同生命の定期保険+
AIG損保のベーシック傷害保険) (大同生命の保険料払込中
無解約払戻金型)

大同生命保険株式会社

名古屋南支社/
名古屋市中区金山1-13-13(金山プレイス7F)
TEL 052-331-3360

AIG損害保険株式会社

名古屋プロチャネル営業部/
愛知県名古屋市中区栄5-27-12(富士火災名古屋ビル2F)
TEL 052-857-1400

- ◎この資料は2019年3月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。
- ◎この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会された場合は、保険料の引き上げや損害保険部分の解約等のお取扱いとなることがあります。
- ◎この広告は、保険商品の内容のすべてが記載されているものではありません。ご検討・ご契約にあたっては、「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。また、ご不明の点などございましたら、引受保険会社または取扱者にお問い合わせください。

F-2018-1035(2019年3月6日) B-152068

